

有価証券報告書

平成 29 年度

(第 94 期)

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【事業等のリスク】	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
4 【経営上の重要な契約等】	23
5 【研究開発活動】	23
第3 【設備の状況】	24
1 【設備投資等の概要】	24
2 【主要な設備の状況】	24
3 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
第5 【経理の状況】	70
1 【連結財務諸表等】	71
(1) 【連結財務諸表】	71
(2) 【その他】	116
2 【財務諸表等】	117
(1) 【財務諸表】	117
(2) 【主な資産及び負債の内容】	139
(3) 【その他】	140
第6 【提出会社の株式事務の概要】	141
第7 【提出会社の参考情報】	142
1 【提出会社の親会社等の情報】	142
2 【その他の参考情報】	142
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	143

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第94期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室（IR担当）部長 長濱 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室（IR担当）部長 長濱 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	百万円	6,631,422	6,802,464	6,069,928	5,357,734	5,850,939
経常利益	〃	101,418	208,015	325,938	227,624	254,860
親会社株主に帰属する 当期純利益	〃	438,647	451,552	140,783	132,810	318,077
包括利益	〃	480,031	530,145	121,494	145,398	331,597
純資産額	〃	1,577,408	2,102,180	2,218,139	2,348,679	2,657,265
総資産額	〃	14,801,106	14,212,677	13,659,769	12,277,600	12,591,823
1株当たり純資産額	円	343.31	669.60	746.59	838.45	1,030.67
1株当たり当期純利益	〃	273.74	281.80	87.86	82.89	198.52
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	88.87	91.49	28.52	26.79	64.32
自己資本比率	%	10.5	14.6	16.1	19.1	21.1
自己資本利益率	〃	32.9	24.9	6.6	5.9	12.7
株価収益率	倍	1.52	1.61	7.05	5.26	2.07
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	638,122	872,930	1,077,508	783,038	752,183
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△293,216	△523,935	△620,900	△478,471	△520,593
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△301,732	△626,023	△394,300	△603,955	12,538
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	1,564,047	1,292,477	1,339,910	940,243	1,184,384
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	45,744 〔2,424〕	43,330 〔2,715〕	42,855 〔2,855〕	42,060 〔3,157〕	41,525 〔3,085〕

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月		平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高	百万円	6,449,896	6,633,706	5,896,978	798,637	840,235
経常利益	〃	43,233	167,362	327,503	5,873	119,176
当期純利益又は当期純損失(△)	〃	398,905	427,013	143,637	△40,091	207,731
資本金	〃	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
B種優先株式	〃	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
純資産額	百万円	1,230,012	1,657,945	1,800,504	1,762,793	1,971,356
総資産額	〃	14,369,843	13,727,610	13,189,615	11,024,908	9,205,175
1株当たり純資産額	円	143.40	410.21	499.10	475.60	605.65
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	〃	248.69	266.23	89.55	△25.00	129.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	80.79	86.49	29.09	—	42.08
自己資本比率	%	8.6	12.1	13.7	16.0	21.4
自己資本利益率	〃	38.7	29.6	8.3	△2.3	11.1
株価収益率	倍	1.67	1.71	6.91	—	3.17
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	34,689	32,831	32,440	7,743	8,443

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第93期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

4. 第93期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第90期、第91期、第92期及び第94期の配当性向については、配当がないため記載していない。

5. 当社は、平成28年4月1日付けでホールディングカンパニー制へと移行し、燃料・火力発電事業を「東京電力フェエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へそれぞれ承継させた。このため、第93期より当社の経営指標等の状況は、第92期以前と比較し、大きく変動している。

2 【沿革】

昭和26年5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（昭和37年5月商号変更）」）
昭和26年8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（平成24年7月大阪証券取引所上場廃止）
昭和28年3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（昭和47年4月商号変更）」）
昭和28年7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
昭和29年4月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（昭和36年9月商号変更）」）
昭和30年4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） *東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（昭和48年1月） *東電不動産管理株式会社から東電不動産株式会社に商号変更（平成17年4月）
昭和30年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」） *東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（昭和50年6月） *東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（平成25年7月）
昭和32年6月	東京礦油株式会社設立 *東京礦油株式会社から株式会社テプコークに商号変更（昭和62年12月） *株式会社テプコークから東電リース株式会社に商号変更（平成23年7月）
昭和32年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（昭和62年12月商号変更）」）
昭和32年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フェュエル株式会社（平成23年7月商号変更）」）
昭和35年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（昭和41年7月商号変更）」）
昭和36年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（平成24年6月同証券取引所上場廃止）
昭和38年8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（昭和61年6月商号変更）」）
昭和52年7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（平成13年10月商号変更）」）
昭和52年7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（平成11年7月商号変更）」）
昭和54年9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和55年2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（平成8年10月商号変更）」）
昭和55年4月	東京リビングサービス株式会社設立
昭和57年9月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（昭和62年10月商号変更）」）
昭和59年4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（平成12年1月商号変更）」）
昭和62年9月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
平成元年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立
平成9年4月	テプコ・リソースズ社設立（現・連結子会社）
平成11年7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立
平成12年3月	マイエナジー株式会社設立
平成12年6月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
平成12年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
平成12年12月	日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社）
平成12年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
平成13年8月	東電タウンプランニング株式会社設立（現・連結子会社）
平成14年2月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社設立
平成14年2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
平成14年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
平成15年3月	テプコ・オーストラリア社設立
平成15年3月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立
平成15年6月	東京ティモール・シー・リソースズ（米）社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソースズ（豪）社を子会社化
平成16年3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
平成16年9月	株式会社パワードコム株式会社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（平成17年12月）

平成17年5月	株式会社リビタ設立
平成17年5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立
平成17年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
平成18年1月	株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
平成18年1月	TEPCOトレーディング株式会社設立
平成18年1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
平成19年1月	吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
平成19年8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
平成19年8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
平成19年8月	株式会社ドリム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
平成19年11月	マイエナジー株式会社解散（平成20年3月清算終了）
平成20年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年4月	東新ビルディング株式会社消滅（平成21年4月1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テブコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
平成23年7月	株式会社テブコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
平成23年7月	株式会社テプスター消滅（平成23年7月1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	東電ピアール株式会社解散（平成23年11月清算終了）
平成24年1月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
平成24年1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年5月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年6月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
平成24年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
平成25年1月	福島復興本社設置
平成25年3月	株式会社テブコケーブルテレビ解散（平成25年6月清算終了）
平成25年7月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
平成25年7月	東電工業株式会社消滅（平成25年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	尾瀬林業株式会社消滅（平成25年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テブコカスタマーサービス株式会社に商号変更（現・連結子会社）
平成25年7月	東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
平成25年7月	株式会社東電ホームサービス消滅（平成25年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	東電広告株式会社消滅（平成25年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
平成26年10月	東京計器工業株式会社解散（平成27年2月清算終了）
平成27年4月	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月商号変更）」）
平成27年4月	東京電力送配電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月商号変更）」）
平成27年4月	東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月商号変更）」）
平成27年6月	吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
平成27年10月	株式会社JERAが承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承
平成27年11月	これに伴い、TEPCOトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社は非関係会社化
平成27年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡

- 平成28年4月 ホールディングカンパニー制に移行
「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継
- 平成28年7月 株式会社JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存燃料事業（上流・調達）および既存海外火力IPP事業を吸収分割により承継
これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社は非関係会社化

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社43社及び関連会社39社（平成30年3月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の4つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)
(主な関係会社)

東電不動産(株)、東京発電(株)、東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、(株)テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東電パートナーズ(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、(株)当間高原リゾート、(株)ユーラスエナジーホールディングス、(株)日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃(株)、日本原子力発電(株)、(株)東京エネシス

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

(主な関係会社)

東京電力フュエル&パワー(株)、東電フュエル(株)、東京臨海リサイクルパワー(株)、(株)JERA、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

(主な関係会社)

東京電力パワーグリッド(株)、東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、東電用地(株)、東電物流(株)、(株)関電工、(株)東光高岳、(株)アット東京

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

(主な関係会社)

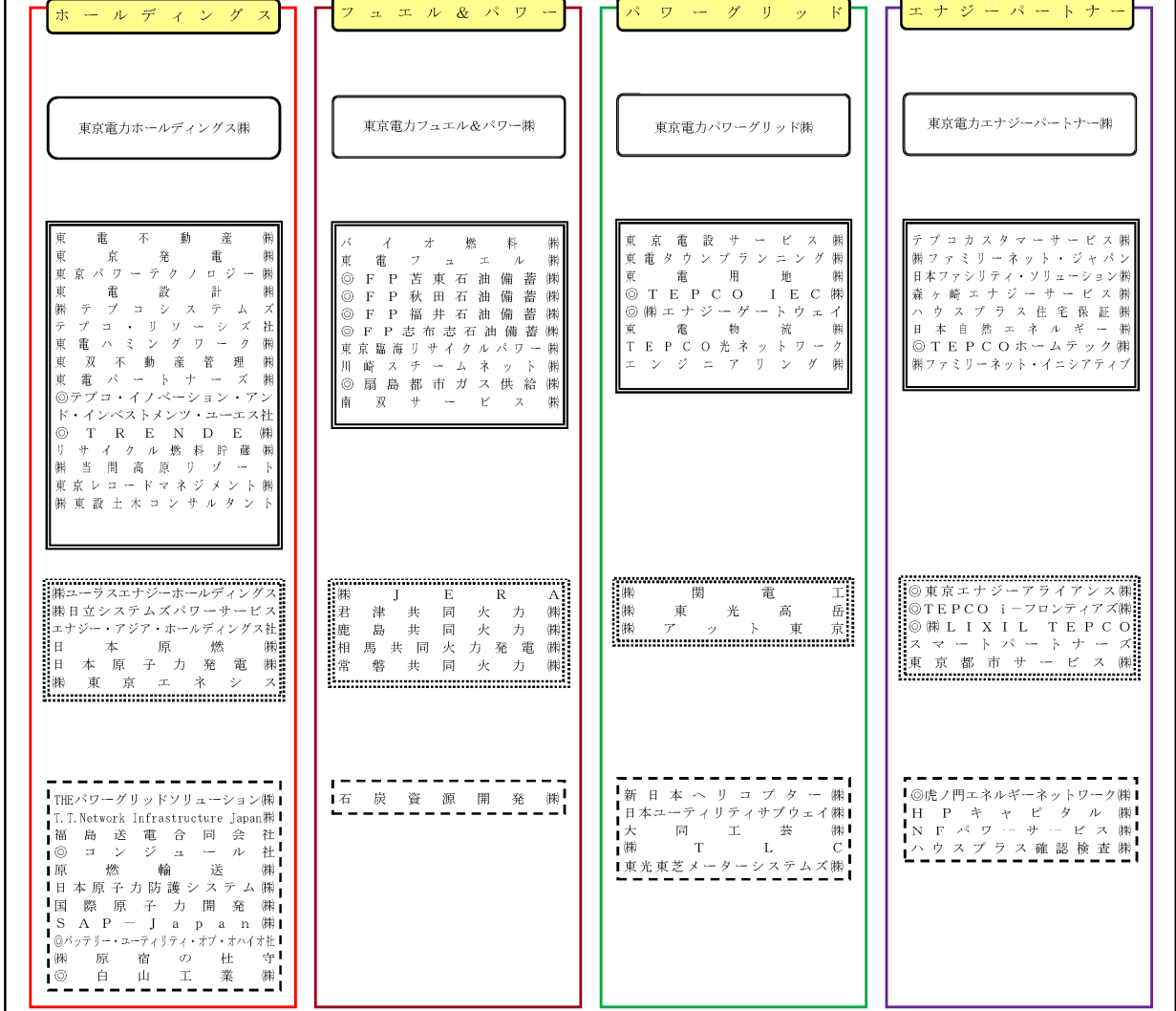
東京電力エナジーパートナー(株)、テプコカスタマーサービス(株)、(株)ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション(株)、東京エナジーアライアンス(株)、TEPCO i-フロンティアズ(株)、(株)LIXIL TEPCOスマートパートナーズ、東京都市サービス(株)

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

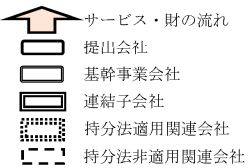
お客様



東京電力グループ



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計期間において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：株プロジェクト開発



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京電力フュエル & パワー(株)	東京都 千代田区	30,000	燃料・火力発電事業	100.0%	兼任3人 転籍等7人	資金貸借取引
東京電力パワーグ リッド(株) (注) 2, 3, 4	東京都 千代田区	80,000	一般送配電事業、不 動産賃貸事業及び離 島における発電事業	100.0%	兼任3人 転籍等7人	資金貸借取引、被債務 保証
東京電力エナジー パートナー(株) (注) 2, 5	東京都 港区	10,000	小売電気事業、ガス 事業等	100.0%	兼任3人 転籍等9人	電気の販売、資金貸借 取引
東電不動産(株)	東京都 台東区	3,020	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	兼任1人 転籍等6人	事業所・社宅用建物の 賃借
東京発電(株)	東京都 台東区	2,500	発電及び電気の販売	100.0%	転籍等8人	—
東京パワーテクノ ロジー(株)	東京都 江東区	100	発電設備等の工事・ 運転・保守、環境・ エネルギー事業、尾 瀬地域事業	100.0%	兼任2人 転籍等8人	発電（原子力）関連設 備の工事・運転・保 守、環境保全・調査、 山林・土地管理の委託
東電設計(株)	東京都 江東区	40	土木・建築及び電気 設備の設計・監理	100.0%	兼任1人 転籍等12人	発電設備等の設計及び 監理の委託
(株)テプコシステム ズ	東京都 江東区	350	システムの開発・保 守	100.0%	兼任1人 転籍等8人	システムの開発・保守 業務の委託
東京電設サービス (株)	東京都 台東区	50	送・変電設備の巡 視・点検及び保守	100.0% (100.0%)	転籍等7人	—
テプコ・リソーシ ズ社	カナダ ブリティ ッシュコ ロンビア 州	24,696万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製 錬・販売	100.0%	転籍等1人	—
東電タウンブラン ニング(株)	東京都 目黒区	100	配電設備の建設・保 全、電柱広告の販 売・管理、地中化・ 地域開発におけるコ ンサルト・工程調整	100.0% (100.0%)	転籍等8人	—
東電用地(株)	東京都 荒川区	100	電柱敷地業務、送電 線用地など東電保有 土地の管理、送電線 用地の取得	100.0% (100.0%)	転籍等6人	—
東電フュエル(株)	東京都 江東区	40	石油製品の販売、火 力発電用燃料設備の 運転管理、発電所の 防災業務等	100.0% (100.0%)	転籍等7人	原子力発電所の防災業 務の委託

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テブコカスタマー サービス(株)	東京都 江東区	10	新電力事業、屋内配 線調査、営業関連業 務（電気料金の計 算・収入管理等）	100.0% (100.0%)	兼 任 1 人 転籍等10人	—
(株)ファミリーネッ ト・ジャパン	東京都 品川区	490	マンション向けイン ターネット接続サー ビス、一括受電サー ビス等	100.0% (100.0%)	転籍等 6 人	—
東電パートナーズ (株)	東京都 江東区	100	介護保険事業及びこ れに関する研修事業	100.0%	転籍等 5 人	介護講習会等の委託
日本ファシリテ ィ・ソリューション (株)	東京都 品川区	490	効果保証付省エネ ルギーサービス	100.0% (100.0%)	転籍等 8 人	—
東京臨海リサイク ルパワー(株)	東京都 江東区	100	産業・医療廃棄物処 理、電力の販売	96.6% (96.6%)	転籍等 6 人	—
東電物流(株)	東京都 大田区	50	配電用諸資材の運 搬、資材倉庫等の管 理	80.0% (80.0%)	転籍等 4 人	—
リサイクル燃料貯 蔵(株)	青森県 むつ市	3,000	原子力発電所から発 生する使用済燃料の 貯蔵・管理及び、こ れに付帯関連する事 業	80.0%	転籍等 5 人	—
(株)当間高原リゾ ート	新潟県 十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の 経営	80.0% (0.0%)	兼 任 2 人 転籍等 7 人	施設の利用
その他22社						

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. 特定子会社に該当している。

3. 有価証券報告書を提出している。

4. 有価証券届出書を提出している。

5. 東京電力エナジーパートナー(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

(2) 持分法適用関連会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
(株) J E R A	東京都 中央区	5,000	燃料調達事業、燃料 上流事業、燃料輸送 事業、燃料トレーデ ィング事業、国内火 力発電所のリプレー ス・新設事業、海外 発電・エネルギーイ ンフラ事業、その他 付帯関連する事業	50.0% (50.0%)	転籍等4人	—
君津共同火力(株)	千葉県 君津市	8,500	発電事業	50.0% (50.0%)	転籍等5人	—
鹿島共同火力(株)	茨城県 鹿嶋市	22,000	発電事業	50.0% (50.0%)	転籍等4人	—
相馬共同火力発電 (株)	福島県 相馬市	112,800	発電事業	50.0% (50.0%)	転籍等3人	—
東京エナジーアラ イアンス(株)	東京都 中央区	50	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	転籍等4人	—
TEPCO i-フロン ティアズ(株)	東京都 千代田区	25	新商品・サービスの 企画・開発	50.0% (50.0%)	転籍等2人	人財開発プログラム運 営業務の委託
常磐共同火力(株)	東京都 千代田区	56,000	発電事業	49.1% (49.1%)	転籍等4人	—
(株)関電工 (注) 2	東京都 港区	10,264	発・送・変・配電及 び通信設備の建設・ 保守、火力・原子力 発電所の電気・計装 工事、内線・空調関 係工事	47.8% (47.8%)	転籍等4人	発電設備の工事の委託
(株)ユーラスエナジ ーホールディング ス	東京都 港区	18,199	国内外風力・太陽光 発電事業	40.0%	兼 任1人 転籍等3人	—
(株)LIXIL TEPCO ス マートパートナー ズ	東京都 江東区	450	太陽光発電システム の販売、電力の供給	40.0% (40.0%)	転籍等2人	—
(株)東光高岳 (注) 2	東京都 江東区	8,000	送・変・配電設備の 製造及び据付工事、 取引用計器の取替工 事、建物・構築物の 電気工事	35.3% (35.3%)	兼 任2人 転籍等3人	—
東京都市サービス (株)	東京都 中央区	400	熱供給事業、熱供給 設備の運転、保守及 び管理	33.4% (33.4%)	兼 任1人 転籍等2人	—
(株)日立システムズ パワーサービス	東京都 港区	100	システムの開発・保 守及びシステム運用 等	33.4%	兼 任1人 転籍等2人	システムの開発・保守 及びシステム運用業務 等の委託
(株)アット東京	東京都 江東区	13,378	データセンター事業	33.3% (33.3%)	兼 任1人 転籍等3人	—
エナジー・アジ ア・ホールディング ス社	英領バー ジン諸島	23,808 万米ドル	原子燃料事業にかか わる持株会社	30.0%	転籍等1人	—
日本原燃(株)	青森県 上北郡 六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処 理	28.6%	兼 任1人 籍 1人	ウランの濃縮、使用済 燃料の再処理、高レベ ル放射性廃棄物の一時 保管及び低レベル放射 性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株) (注) 2	東京都 千代田区	120,000	原子力発電による電 気の卸供給	28.3% (0.1%)	兼 任1人 籍 1人	—

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
㈱東京エネシス (注) 2	東京都 中央区	2,881	発電・変電設備等の 工事・保守、情報通 信設備の設計・工事	26.5% (0.0%)	兼 任1人 転 籍5人	発電（水力・火力・原 子力）設備工事の委託

- (注) 1. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数である。
 2. 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ホールディングス	13,689 [1,331]
フュエル&パワー	2,428 [39]
パワーグリッド	21,423 [1,201]
エナジーパートナー	3,985 [514]
合計	41,525 [3,085]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
8,443	44.9	23.5	8,020,850

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。
 2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。
 3. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
 5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針等

当社グループを取り巻く経営環境は、国内エネルギー需要の減少が見込まれるなか、電力に加え平成29年4月よりガスの小売全面自由化が始まり、分野・地域を超えた競争が激化するなど、厳しい状況が継続している。当社グループは、平成29年5月に公表した「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（新々・総特）に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していく。

(<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170518004/20170518004-1.pdf>)

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

新々・総特のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円/年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目指す。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは、新々・総特に基づき、より一層の収益力拡大とこれを通じた企業価値向上の実現によって福島への責任を貫徹するため、「ひらく」、「つくる」、「やり遂げる」の3つの合言葉のもと、「主体性を持って福島事業をやり遂げる」、「組織をひらき、信頼をつくる」、「自分の力で事業を切りひらく」、「エネルギーの未来をつくる」、「稼ぐ力をつくる」という5つの宣言を掲げた。

この宣言に基づき、すべての取り組みをシンカ（進化・深化）させていくことで、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々のご期待に沿うことができるようグループ一丸となって取り組んでいく。

[ホールディングス]

<福島事業>

①福島復興に向けた取り組み

被害者の方々への一刻も早い生活・事業の再建に向け、引き続き「3つの誓い」に基づき、迅速かつきめ細かな賠償を最後のお一人まで貫徹する。

また、国や自治体等のご要請に応じた復興・除染推進活動の継続など、生活基盤や産業基盤の再建に向けた取り組みに引き続き全面的に協力していく。帰還困難区域において復興拠点の整備が行われているなかで、当社としても、2020年度頃を目途に、現在富岡町に所在する福島復興本社の機能を双葉町内に移転することを目指すなど、まち機能の回復や地域の活性化等に貢献していく。

このほか、風評被害払拭に向け「ふくしま」に触れ体験する機会を増やすために、外食業界や小売業界等での福島県産品の取り扱い促進に向けた活動や、福島県産品の安全性に関する正確な情報を効果的に提供する活動を拡大するなど、グループの総力をあげて福島復興の一層の加速化に取り組んでいく。

②福島第一原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、汚染水発生量の低減やタンクの容量確保・漏えいリスク低減等の取り組みを着実にすすめ、中・長期的なリスクを確実に低下させていく。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、平成30年度中頃における3号機の燃料取り出し開始を目途に、安全確保対策を徹底したうえで、新たに判明した現場状況に適切に対応しながら、慎重に作業をすすめていく。また、1号機、2号機の燃料取り出しについても、2023年度の取り出し開始を目途に準備作業を行っていく。

燃料デブリの取り出しについては、格納容器内の調査を継続的に実施するとともに、「気中・横から」格納容器底部にアプローチするという燃料デブリ取り出し工法の基本方針に基づき、これまでの研究開発成果が実際の現場に適用可能であることを確認しながら、準備作業を具体化していく。

安全確保の最優先・リスク低減重視の姿勢を堅持し、廃炉作業全体の最適化をはかりつつ、地域・社会とのコミュニケーションについても一層強化していく。

<経済事業>

③安全最優先の原子力運営体制構築と柏崎刈羽原子力発電所再稼働に向けた取り組み

原子力事業においては、「福島原子力事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる」との決意のもと、安全を絶えず問いかける企業文化を確立していく。

事業運営体制については、一層の信頼獲得に加え、様々な課題に一元的に対応し、主体的かつ責任をもって業務を遂行できるよう、原子力事業を社内カンパニー化し、安全最優先・地元本位の体制を構築していく。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組みについては、引き続き、注水・冷却手段、電源の多様化など安全性向上対策を着実にすすめるとともに、工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請の審査に真摯かつ丁寧に対応していく。また、本年3月に公表した新潟本社行動計画「まもる・そなえる・こたえる」に基づき、地域のみなさまの声をしっかりと伺いながら、原子力防災の充実・強化や、地域の一員としての地域活性化への貢献などに取り組んでいく。

これらの取り組みに加え、企業価値向上や安全性向上等につながる原子力事業者共通の課題解決に向け、他事業者などとの連携強化・協働をはかっていく。建設中の東通原子力発電所については、拡張可能性のある長期的有望地点として、共同事業化に係る枠組みのなかで検討をすすめ、立地地域をはじめとする関係者のみなさまのご理解をいただきながら、パートナー候補への働きかけを継続していく。

④当社グループの事業運営と「稼ぐ力」向上のための取り組み

当社グループ内の経営資源を最適活用するため、グループ全体でのガバナンス・モニタリングの仕組みづくりに取り組むとともに、海外事業を含めた新たな領域においてビジネスを展開することにより「稼ぐ力」を強化し、グループ全体の利益を拡大していく。

特に、低炭素社会の実現にも貢献する国内外の再生可能エネルギー事業については、ノウハウや技術力など電気事業者としてこれまで培ってきた強みを活かして事業推進に向け取り組んでいく。

また、送配電・原子力分野における再編・統合など他社との協業による企業価値向上の取り組みについては、他電力会社など関係者への働きかけを継続し検討をすすめていく。

さらに、重要な資産である人財についても、グループの人財資源を把握して全体最適を実現する配置が可能となる共通基盤を構築し、既存事業の効率化や新規事業における活用をはかっていく。また、労働時間の短縮や育児・介護のための在宅勤務制度の導入、ダイバーシティ推進・能力開発支援に取り組むことで、「稼ぐ力」と社員活力の向上をはかっていく。

これらの取り組みを通じ、当社グループは世界で通用するグローバルユーティリティー企業を目指すとともに、エネルギーの未来をつくり、お客さまに新たな価値を提供していく。

なお、福島第二原子力発電所については、福島第一原子力発電所の廃炉とトータルで地域の安心に沿うもの等とするべく、全号機を廃炉とする方向で、具体的に検討を進めていく。

[フュエル&パワー]

中部電力株式会社との包括的アライアンスについては、平成31年4月の事業統合の完成に向けて、許認可・契約等の承継やシステムの統合などの事業承継手続きを確実に実施していく。あわせて、株式会社JERAのグローバルなエネルギー企業としての自律的な事業運営と迅速な意思決定を確保しつつ、株主として適切なガバナンス体制の構築をはかっていく。こうした取り組みによる統合効果の早期発揮を通じ、国際競争力のあるエネルギーを安定的に供給するとともに、グループの企業価値向上を実現していく。

また、競争力の強化に向けて、火力発電所におけるバリューアップ・プロジェクトの取り組みを推しすすめるとともに、燃料調達や卸電力販売などの分野における最適なポートフォリオの構築や、市場変化・設備状況に対する機敏性と柔軟性を兼ね備えた市場対応型運営の実施、グループ外への卸電力販売や卸ガス販売などに積極的に取り組むことにより、圧倒的な競争力を獲得していく。さらに、これまで培ったノウハウやアセットを活用したO&Mサービスなど、知識集約型ビジネスへの事業領域の拡大をすすめていく。

[パワーグリッド]

送配電事業基盤の強化、新たな送配電ネットワークの価値創造、事業領域の拡大という「3つの挑戦」に取り組むとともに、再編・統合など他社との協業・連携も視野に事業展開を加速していく。

既存設備の有効活用に加え、設備スリム化と経年劣化対策を同時に達成する投資やグローバルな資機材の調達の拡大など、これまでの考え方にとらわれない斬新な発想で最適な設備形成を目指すとともに、ICTやロボット等の先端技術の導入による設備保全の高度化をはかることなどにより、平成30年度には国内トップレベルの低廉な託送原価（平成28年度に比べ500億円以上の削減）を実現するよう送配電事業基盤の強化をすすめていく。また、広域連系や再生可能エネルギーの接続可能容量の拡大、スマートネットワークの構築に取り組むとともに、高いセキュリティ・安定度・利便性をもった強靱で柔軟な送配電ネットワークの価値を創造していく。

さらに、スマートメーターシステム等の送配電設備や人財リソースを、IoTプラットフォームサービスや共同検針、海外事業などの積極的な展開につなげることにより事業領域を拡大し、一層の成長を実現していく。

[エナジーパートナー]

新たな競争時代における事業環境の変化を大きなチャンスととらえ、多様なアライアンス・パートナーとの連携を積極的にすすめ、全国での電力販売を拡大していく。加えて、ガスや省エネルギー、IoTサービスなどの新たな付加価値を生み出すビジネスの推進により、単に電気を販売するだけでなく、省エネ、快適性、安心、安全等の効用を提供するビジネスへと収益構造を転換し、従来の枠を超えた「総合エネルギーサービス企業」への転換をはかっていく。

ガス事業については、本年4月から、法人・個人事業主のお客さま向けに都市ガス料金プランの提供を開始するとともに、日本瓦斯株式会社と共同で設立した東京エナジーアライアンス株式会社を通じて販売網を一層強化し、2019年度末時点におけるご家庭用の契約軒数100万軒という目標を1年前倒しで達成することを目指す。

また、他事業者が都市ガスに加え電気や他の付加価値サービスをあわせて提供することが可能となるプラットフォーム事業や、省エネリフォーム事業、顧客接点を活用して各種サービスを提供する事業などを推進し、事業領域を拡大していく。

これらの取り組みを通じ、お客さま第一の視点でサービス品質や営業力を強化し、「稼ぐ力」を備えた強い営業集団への変革をはかっていく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみならずご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成29年5月に国の認定を受けた「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（以下「新々・総特」）のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、適切な賠償の実施や着実な廃炉の実施を最優先課題として、様々な経営改革に全力で取り組んでいる。

また、「責任と競争」の両立を目的としたホールディングカンパニー制のもと、賠償、福島復興、廃炉の責務を全うすべく、東京電力フュエル&パワー株式会社（燃料・火力発電事業）、東京電力パワーグリッド株式会社（送配電事業）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業）の各基幹事業会社の自律的経営による競争力の発揮や持株会社である当社の適切なガバナンスに基づくグループの経営資源の最適配分により、厳しい競争を勝ち抜きグループ全体の企業価値の向上に取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

①福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所では、安全確保を最優先に、「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、汚染水の処理・保管や地下水の流入抑制などの汚染水対策や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

②電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは電気の供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

③原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえた、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等により、持株会社である当社及びその関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあり、この状況が続いた場合、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生等により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

④事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑤販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心として天候に影響されることがある。加えて、平成28年4月から始まった小売の全面自由化による競争の激化、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑥お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑦金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

⑧火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

⑨安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑩企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑪情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑫電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑬機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。

⑭新々・総特に基づく経営改革

新々・総特の下、当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して非連続の経営改革に取り組んでいるが、新々・総特に記載の生産性改革、共同事業体の設立を通じた再編・統合及びその他の経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

【資産・負債・純資産】

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ3,142億円増加し、12兆5,918億円となった。これは、現金及び預金が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ56億円増加し、9兆9,345億円となった。これは、有利子負債の増加などによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ3,085億円増加し、2兆6,572億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は21.1%と前連結会計年度末に比べ2.0ポイント上昇した。

ロ. 経営成績

【概要】

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比9.2%増の5兆8,509億円、経常利益は同12.0%増の2,548億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同139.5%増の3,180億円となった。

【売上高】

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが9,577億円（前連結会計年度比4.3%増）、フュエル&パワーが1兆8,284億円（前連結会計年度比11.8%増）、パワーグリッドが1兆7,420億円（前連結会計年度比3.0%増）、エナジーパートナーが5兆5,324億円（前連結会計年度比7.7%増）となった。

販売電力量は、電灯は前連結会計年度比4.3%減の827億kWh、電力は同3.0%減の1,504億kWhとなった。

【経常損益】

当連結会計年度における各セグメントの経常損益（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが1,422億円の経常利益（前連結会計年度は208億円の経常損失）、フュエル&パワーが519億円の経常利益（前連結会計年度比2.4%減）、パワーグリッドが790億円の経常利益（前連結会計年度比29.2%減）、エナジーパートナーが1,159億円（前連結会計年度比55.1%増）となった。

【親会社株主に帰属する当期純利益】

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、原賠・廃炉等支援機構資金交付金3,819億円を特別利益に計上する一方で、災害特別損失213億円や原子力損害賠償費2,868億円を特別損失に計上したことなどから、3,278億円となった。ここから、法人税、住民税及び事業税208億円、法人税等調整額△113億円、非支配株主に帰属する当期純利益1億円を加減し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、3,180億円となった。なお、1株当たり当期純利益は198円52銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,441億円（26.0%）増加し、1兆1,843億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比3.9%減の7,521億円となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比8.8%増の5,205億円となった。これは、定期預金の払戻による収入が減少したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の収入は、125億円（前連結会計年度は6,039億円の支出）となった。これは、短期借入れによる収入が増加したことなどによるものである。

③ 生産及び販売の実績

当社グループは、水力・原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」及び電気の販売等を行う「エナジーパートナー」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ. 発電実績

種別		平成29年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	12,212	121.7
	火力発電電力量	184,384	96.9
	原子力発電電力量	—	—
	新エネルギー等発電電力量	72	106.2
発電電力量合計		196,668	98.1

ロ. 販売実績

(a) 販売電力量

種別	平成29年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
電灯	82,686	95.7
電力	150,437	97.0
電灯電力合計	233,123	96.5

(注) 東京電力エナジーパートナー株式会社 (単体ベース)

(b) 料金収入

種別	平成29年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電灯	2,030,931	102.0
電力	2,543,076	104.4
電灯電力合計	4,574,007	103.3

(注) 1. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

2. 東京電力エナジーパートナー株式会社 (単体ベース)

(c) 託送収入

種別	平成29年度 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	1,552,398	103.4

(注) 1. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

2. セグメント間取引消去前

ハ、資材の状況

重油及び原油等の受払状況

種別	平成29年度					
	期首残高	受入量	前年同期比 (%)	払出量	前年同期比 (%)	期末残高
石炭 (t)	392,617	8,637,677	109.3	8,380,384	102.1	649,910
重油 (kl)	271,549	690,174	43.7	779,156	47.4	182,567
原油 (kl)	66,245	123,773	252.9	126,397	30.2	63,621
LNG (t)	478,863	20,996,603	93.9	20,803,124	92.2	672,342
LPG (t)	42,619	211,637	64.5	157,099	41.0	97,157

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、国内エネルギー需要の減少が見込まれるなか、電力に加え昨年4月よりガスの小売全面自由化が始まり、分野・地域を超えた競争が激化するなど、厳しい状況が継続している。

当社グループは、新々・総合特別事業計画（第三次事業計画）に基づき、企業価値向上を果たし福島への責任を貫徹するため、ガス事業に参入し事業領域を拡大するなど「稼ぐ力」の強化に向けた取り組みをすすめてきた。

当社グループの当連結会計年度の販売電力量（連結）は、電力小売全面自由化の影響などにより、前連結会計年度比1.4%減の2,403億kWhとなった。

当連結会計年度の連結収支については、収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比9.2%増の5兆8,509億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は8.8%増の5兆8,995億円となった。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげてコスト削減に努めたものの、燃料価格の上昇などにより燃料費や購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比8.7%増の5兆6,447億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比12.0%増の2,548億円となった。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金3,819億円を特別利益として計上した一方、災害特別損失と原子力損害賠償費を合わせた3,081億円を特別損失として計上したことなどから、親会社に帰属する当期純利益は3,180億円となった。

当連結会計年度の自己資本比率については、前連結会計年度の19.1%から21.1%に、デット・エクイティ・レシオについては、前連結会計年度の2.56から2.27となるなど、引き続き財務体質の改善がすすんだ。

また、当年度もパワーグリッドが継続的に社債を発行するなど、円滑な事業運営が可能となる資金調達に取り組んだ。

当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

[ホールディングス]

収益面では、当連結会計年度よりパワーグリッドからの廃炉等負担金収益を計上したことなどにより、売上高（営業収益）は前連結会計年度比4.3%増の9,577億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は、各基幹事業会社からの配当による営業外収益の増加などにより、13.5%増の1兆1,430億円となった。一方、費用面では、徹底的なコスト削減に努めたことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比2.6%減の1兆7億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比1,631億円増の1,422億円となった。

[フュエル&パワー]

収益面では、販売電力量が減少したものの燃料価格の上昇により火力電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比11.8%増の1兆8,284億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は11.8%増の1兆8,484億円となった。

一方、費用面では、定期点検期間の短縮などコスト削減に努めたものの、燃料価格の上昇により燃料費が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比12.3%増の1兆7,964億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比2.4%減の519億円となった。

[パワーグリッド]

収益面では、エリア需要が気温の影響などにより前連結会計年度比1.7%増の2,766億kWhとなったことにより託送収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3.0%増の1兆7,420億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は3.0%増の1兆7,582億円となった。

一方、費用面では、設備保全の合理化などコスト削減に努めたものの、当連結会計年度より廃炉積立金の原資となる廃炉等負担金を計上したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比5.3%増の1兆6,792億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比29.2%減の790億円となった。

[エナジーパートナー]

収益面では、販売電力量（連結）が前連結会計年度比1.4%減の2,403億kWhとなったものの、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高（営業収益）は7.7%増の5兆5,324億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は7.8%増の5兆5,403億円となった。

一方、費用面では、燃料価格の上昇により購入電力料が増加したものの、電源調達効率化などコスト削減に努めたことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比7.1%増の5兆4,243億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比55.1%増の1,159億円となった。

② 資本の財源及び資金の流動性

イ. キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

平成30年3月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金については、以下のとおりである。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	853,058	420,560	227,722	86,178	222,123	421,250
長期借入金	903,469	482,234	561,198	64,803	33,862	165,243
短期借入金	1,581,266	—	—	—	—	—
合計	3,337,794	902,794	788,920	150,981	255,985	586,493

上記については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ. 財務政策

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加等により財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が低下したことを受け、総合特別事業計画（平成24年5月に主務大臣より認定。）に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対しては、その後の新・総合特別事業計画等（平成26年1月に主務大臣より認定。）においてもあわせて、追加与信及び借換え等による与信の維持等をお願いし、ご協力をいただいていた。

新々・総合特別事業計画（平成29年5月に主務大臣より認定。）等においても、取引金融機関に対し、前回総特での協力要請の通り引き続き与信を維持することなどをお願いし、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰などの取組は進んでおり、平成29年度はパワーグリッドにおいて4,000億円の公募社債を発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっている。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

③ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」に記載のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円/年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目標に掲げている。

当連結会計年度における経常利益は2,548億円となった。

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、該当事項なし。

なお、当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、東京電力フュエル&パワー株式会社が営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を会社分割の方法によって、株式会社J E R Aに承継させることを決議し、同日、株式会社J E R Aと吸収分割契約を締結した。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりである。

5 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「新々・総合特別事業計画」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、19,848百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、ホールディングスが10,065百万円、フュエル&パワーが1,724百万円、パワーグリッドが6,975百万円、エネルギーパートナーが1,082百万円である。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要な最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、602,710百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、以下のとおりである。

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
ホールディングス	水力・新エネルギー等	7,961
	原子力	186,682
	原子燃料	63,441
	その他	17,891
	合計	275,976
フュエル&パワー	火力	71,788
	その他	1,299
	合計	73,088
パワーグリッド	送電	80,625
	変電	40,124
	配電	113,950
	業務	5,094
	その他	4,510
	合計	244,305
エナジーパートナー	業務	3,717
	その他	8,206
	合計	11,924
総計		605,294

（注） 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
ホールディングス	(241,707) 60,937	233,586	1,138,854	△16,470	1,416,908	13,510
フュエル&パワー	(11,191) 189,327	58,220	784,316	△13	1,031,851	2,364
パワーグリッド	(21,807) 364,048	182,397	3,890,460	△33,946	4,402,960	21,307
エナジーパートナー	(-) -	6,420	18,507	-	24,928	3,985
計	(274,705) 614,313	480,625	5,832,139	△50,430	6,876,648	41,166

（注） 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者359人を含まない。

(2) 提出会社

平成30年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
			土地	建物	機械装置 その他	計	
水力発電設備	ホールディングス	発電所数 163か所	(221,925) 8,200	8,106	383,487	399,794	957
		最大出力 9,872,200 kW					
原子力発電設備	ホールディングス	発電所数 2か所	(9,703) 22,542	145,195	704,125	871,863	5,755
		最大出力 12,612,000 kW					
新エネルギー等 発電設備	ホールディングス	発電所数 4か所	(230) 8,377	—	7,269	15,647	—
		最大出力 48,370 kW					
業務設備	ホールディングス	—	(—) —	2,781	4,736	7,517	1,620
計		—	(231,859) 39,120	156,083	1,099,619	1,294,823	8,332

- (注) 1. 福島第一原子力発電所は、電気事業法第9条に基づき廃止となっているため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。
3. 上記のほか借地面積は5,945千㎡である。その主なものは、水力発電設備用借地3,951千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備76百万円及び事業外固定資産31百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者111人を含まない。
6. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備
水力発電設備

平成30年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
				最大	常時	
鬼怒川	ホールディングス	栃木県日光市	利根川	127,000	12,200	594
今市	ホールディングス	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	ホールディングス	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	ホールディングス	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	34
玉原	ホールディングス	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	ホールディングス	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
葛野川	ホールディングス	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	—	1,367
秋元	ホールディングス	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	ホールディングス	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	ホールディングス	長野県松本市	信濃川	245,000	—	895
新高瀬川	ホールディングス	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
中津川第一	ホールディングス	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	127,000	13,900	343
信濃川	ホールディングス	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	181,000	88,400	457

原子力発電設備

平成30年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
福島第一	ホールディングス	福島県双葉郡大熊町	—	3,972
福島第二	ホールディングス	福島県双葉郡楡葉町	4,400,000	1,521
柏崎刈羽	ホールディングス	新潟県柏崎市	8,212,000	4,209

(注) 福島第一原子力発電所は電気事業法第9条に基づき廃止となっている。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
				土地	建物	機械装置 その他	計	
東京電力フ ュエル&パ ワー(株)	汽力発電設 備	フュエル& パワー	発電所数 13か所 最大出力 41,101,000 kW	(11,148) 184,887	55,373	777,927	1,018,188	1,444
東京電力フ ュエル&パ ワー(株)	業務設備	フュエル& パワー	—	(—) —	744	541	1,286	256
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	水力発電設 備	パワーグリ ッド	発電所数 1か所 最大出力 50 kW	(0) 0	0	46	47	—
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	内燃力発電 設備	パワーグリ ッド	発電所数 10か所 最大出力 54,360 kW	(79) 1,139	2,168	5,830	9,138	49
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	新エネルギ ー等発電設 備	パワーグリ ッド	発電所数 1か所 最大出力 3,300 kW	(106) 367	50	265	683	5
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	送電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 14,766 km 回線延長 28,332 km 地中電線路 亘長 6,396 km 回線延長 12,331 km 支持物数 50,180基	(9,732) 150,299	11,405	1,420,205	1,581,910	2,469
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	変電設備	パワーグリ ッド	変電所数 1,612か所 出力 600,000 kW 273,340,510 kVA 調相設備容量 51,525,420 kVA	(10,569) 155,384	84,081	429,101	668,567	2,299
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	配電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 340,967 km 電線延長1,022,293 km 地中電線路 亘長 19,694 km 電線延長 34,698 km 支持物数 5,930,583基 変圧器個数 2,503,312個 変圧器容量 106,567,725 kVA	(227) 10,804	20,585	2,021,038	2,052,428	6,858
東京電力パ ワーグリッ ド(株)	業務設備	パワーグリ ッド	本社1か所 総支社10か所 電力所3か所 等	(1,061) 26,760	45,635	9,881	82,277	5,752
東京電力エ ナジーパー トナー(株)	業務設備	エナジーパ ートナー	—	(—) —	498	3,985	4,483	2,241

- (注) 1. 変電設備出力の上段600,000 kWは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は178,100千㎡である。その主なものは、送電設備用借地177,077千㎡である。
4. 「従業員数」には建設工事専従者172人を含まない。
5. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備
 汽力発電設備

平成30年3月31日現在

会社名	発電所名	セグメントの 名称	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
東京電力フュエル&パワー株式会社	大井	フュエル&パワー	東京都品川区	1,050,000	188
東京電力フュエル&パワー株式会社	品川	フュエル&パワー	東京都品川区	1,140,000	104
東京電力フュエル&パワー株式会社	川崎	フュエル&パワー	神奈川県川崎市川崎区	3,420,000	279
東京電力フュエル&パワー株式会社	横浜	フュエル&パワー	神奈川県横浜市鶴見区	3,541,000	448
東京電力フュエル&パワー株式会社	南横浜	フュエル&パワー	神奈川県横浜市磯子区	1,150,000	167
東京電力フュエル&パワー株式会社	東扇島	フュエル&パワー	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	501
東京電力フュエル&パワー株式会社	千葉	フュエル&パワー	千葉県千葉市中央区	4,380,000	1,017
東京電力フュエル&パワー株式会社	姉崎	フュエル&パワー	千葉県市原市	3,600,000	931
東京電力フュエル&パワー株式会社	袖ヶ浦	フュエル&パワー	千葉県袖ヶ浦市	3,600,000	1,268
東京電力フュエル&パワー株式会社	富津	フュエル&パワー	千葉県富津市	5,160,000	1,161
東京電力フュエル&パワー株式会社	鹿島	フュエル&パワー	茨城県神栖市	5,660,000	996
東京電力フュエル&パワー株式会社	常陸那珂	フュエル&パワー	茨城県那珂郡東海村	2,000,000	1,406
東京電力フュエル&パワー株式会社	広野	フュエル&パワー	福島県双葉郡広野町	4,400,000	1,308

主要送電設備

平成30年3月31日現在

会社名	線路名	セグメントの 名称	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
東京電力パワーグリッド(株)	西群馬幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
東京電力パワーグリッド(株)	南新潟幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
東京電力パワーグリッド(株)	南いわき幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
東京電力パワーグリッド(株)	福島幹線	パワーグリッド	架空	500	181.64
東京電力パワーグリッド(株)	福島東幹線	パワーグリッド	架空	500	171.35
東京電力パワーグリッド(株)	新豊洲線	パワーグリッド	地中	500	39.50
東京電力パワーグリッド(株)	葛南世田谷線	パワーグリッド	地中	275	32.50
東京電力パワーグリッド(株)	千葉葛南線	パワーグリッド	地中	275	30.38

主要変電設備

平成30年3月31日現在

会社名	変電所名	セグメントの 名称	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	新野田	パワーグリッド	千葉県野田市	500	8,020,000	288
東京電力パワーグリッド(株)	新京葉	パワーグリッド	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
東京電力パワーグリッド(株)	房総	パワーグリッド	千葉県市原市	500	6,690,000	239
東京電力パワーグリッド(株)	新富士	パワーグリッド	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324
東京電力パワーグリッド(株)	新古河	パワーグリッド	茨城県猿島郡境町	500	6,000,000	234

主要業務設備

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの 名称	所在地	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	本社	パワーグリッド	東京都千代田区 他	356
東京電力パワーグリッド(株)	総支社等	パワーグリッド	東京都新宿区 他	705

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

連結ベースの平成30年度の設備投資計画は、717,599百万円である。セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが299,554百万円、フュエル&パワーが83,862百万円、パワーグリッドが312,667百万円、エナジーパートナーが21,516百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 平成30年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

会社名	地点名	セグメントの名称	出力（千kW）	着工	運転開始
東京電力ホールディングス株式会社	葛野川	ホールディングス	1,600	平成4/11 平成9/8	平成11/12、12/6、40年度以降、26/6
東京電力ホールディングス株式会社	神流川	ホールディングス	2,820	平成9/2	平成17/12、24/6、40年度以降

原子力

会社名	地点名	セグメントの名称	出力（千kW）	着工	運転開始
東京電力ホールディングス株式会社	東通1、2号	ホールディングス	各1,385	平成23/1、未定	未定

送電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	亘長 (km)	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	G3060006アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	6	平成29/1	平成31/4
東京電力パワーグリッド㈱	飛騨信濃直流幹線新設	パワーグリッド	DC±200	89	平成29/7	平成32年度
東京電力パワーグリッド㈱	新宿城南線ケーブル張替	パワーグリッド	275	1番線: 5.5 2番線: 5.5 3番線: 5.4	平成29/11	平成30/7 (1番線) 平成31/4 (2番線) 平成32/4 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	G7060005アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	1	平成30/5	平成33/8
東京電力パワーグリッド㈱	京浜線1、2号接続変更	パワーグリッド	275	22.7→23.1	平成33/7	平成34/4
東京電力パワーグリッド㈱	東清水線(仮称) 新設	パワーグリッド	275	13(新設) 7(既設流用)	平成33年度	平成38年度
東京電力パワーグリッド㈱	西群馬幹線 東山梨(変)T引込	パワーグリッド	500	1号線: 0.1 2号線: 0.1	平成34/11	平成35/10
東京電力パワーグリッド㈱	電源アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	0.1	平成30/12	平成31/6
東京電力パワーグリッド㈱	新宿線ケーブル張替	パワーグリッド	275	1番線: 22.1 →21.1 2,3番線: 19.9 →21.1	平成31/2	平成40/8 (1番線) 平成37/11 (2番線) 平成44/11 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	東新宿線ケーブル張替	パワーグリッド	275	2番線: 23.4 →5.0 3番線: 23.4 →5.3	平成31/2	平成37/11 (2番線) 平成44/11 (3番線)

変電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新信濃交直変換設備新設	パワーグリッド	—	900MW	平成28/3	平成32年度
東京電力パワーグリッド㈱	新富士変電所変圧器増設	パワーグリッド	500	1,500MVA	平成35年度	平成38年度
東京電力パワーグリッド㈱	東山梨変電所変圧器増設	パワーグリッド	500	750MVA	平成31/4	平成34/12
東京電力パワーグリッド㈱	新茂木変電所変圧器増設	パワーグリッド	500	1,500MVA	平成30/9	平成33/3
東京電力パワーグリッド㈱	姉崎中央変電所変圧器増容量	パワーグリッド	275	150MVA	平成30/4	平成30/12
東京電力パワーグリッド㈱	新木更津変電所変圧器増設	パワーグリッド	275	900MVA	平成32/6	平成34/4
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所変圧器増容量	パワーグリッド	275	300MVA	平成30/7	平成31/11 (5B) 平成33/4 (6B)
東京電力パワーグリッド㈱	上野変電所変圧器増設	パワーグリッド	275	300MVA	平成30/12	平成31/12

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000（注）

（注） 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成30年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成30年6月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株
A種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 （注1、2、3）
B種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 （注1、2、3）
計	3,547,017,531	同左	—	—

（注1） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下本（注1）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{新たに発行する1株当たり払込金額}}{\text{当社が保有する普通株式の数} + \text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価の数}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ. A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第94期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第94期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式	発行価格(払込金額) 200円、総額320,000百万円
	資本組入額 100円、総額160,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
B種優先株式	発行価格(払込金額) 2,000円、総額680,000百万円
	資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	29	90	60	2,531	668	395	483,100	486,873	—
所有株式数 (単元)	433,799	3,812,307	222,218	603,306	4,397,829	7,063	6,533,302	16,009,824	6,035,131
所有株式数の割合(%)	2.71	23.81	1.39	3.77	27.47	0.04	40.81	100.00	—

(注) 1. 自己株式3,194,643株は、「個人その他」に31,945単元、「単元未満株式の状況」に143株含まれている。

なお、自己株式3,194,643株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,193,573株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数10株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	61,566	1.74
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	51,155	1.44
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	42,543	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	36,823	1.04
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	30,506	0.86
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	27,616	0.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
計	—	2,295,215	64.77

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	615,662	1.93
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	511,550	1.60
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	425,436	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	368,231	1.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	305,064	0.96
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	276,161	0.86
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
計	—	19,552,151	61.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,193,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,833,000	15,938,330	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,035,131	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,938,330	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,193,500	—	3,193,500	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,149,400	—	7,149,400	0.20

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	34,935	15,676,541
当期間における取得自己株式	4,531	2,183,224

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	1,189	521,764	99	40,590
保有自己株式数	3,193,573	-	3,198,005	-

(注) 1. 当期間における「その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)」には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、燃料費調整額の増などにより電気料収入が増加したことに加え、グループ全社を挙げてコスト削減に努めた結果、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	841	505	939	624	489
最低(円)	249	321	451	343	378

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	475	486	460	471	448	416
最低(円)	452	433	437	440	387	378

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

5 【役員 の 状 況】

男性23名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.2%)

(1) 取締役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	指名委員会委員長 監査委員会委員 報酬委員会委員	川村 隆	昭和14年12月19日生	昭和37年4月 株式会社日立製作所入社 平成21年4月 株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長 平成21年6月 株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締 役 平成22年4月 株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼取締役 平成23年4月 株式会社日立製作所取締役会長 平成26年4月 株式会社日立製作所取締役 平成26年6月 株式会社日立製作所相談役 平成29年6月 当社取締役会長 (現)	(注) 2	普通株式 21,877
取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員長	國井 秀子	昭和22年12月13日生	昭和57年5月 株式会社リコー入社 平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員 平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役 員 平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社 (現リコーITソリューション ズ株式会社) 取締役会長 平成21年4月 株式会社リコー理事 平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジ メント研究科教授 平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐 平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進 室長 平成26年6月 当社取締役 (現) 平成30年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジ メント研究科客員教授 (現)	(注) 2	普通株式 4,681
取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	槍田 松瑩	昭和18年2月12日生	平成42年4月 三井物産株式会社入社 平成14年10月 三井物産株式会社代表取締役社 長 平成21年4月 三井物産株式会社取締役会長 平成27年4月 三井物産株式会社取締役 平成27年6月 三井物産株式会社顧問 (現) 平成29年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役	監査委員会委員長	高浦 英夫	昭和24年6月19日生	昭和52年5月 公認会計士 (現) 平成18年9月 あらた監査法人 (現PwCあら た有限責任監査法人。以下同 じ) 代表執行役 平成21年5月 あらた監査法人代表社員 平成29年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 1,969
取締役	監査委員会委員	安念 潤司	昭和30年8月12日生	昭和57年8月 北海道大学法学部助教授 昭和60年4月 成蹊大学法学部助教授 平成4年2月 弁護士 (現) 平成5年4月 成蹊大学法学部教授 平成16年4月 成蹊大学法科大学院教授 平成19年12月 中央大学法科大学院教授 (現) 平成29年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 1,093

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会委員	富山 和彦	昭和35年4月15日生	昭和60年4月 株式会社ポストンコンサルティンググループ入社 平成13年4月 株式会社コーポレートディレクション代表取締役社長 平成19年4月 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO（現） 平成29年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 6,568
取締役	指名委員会委員	小早川 智明	昭和38年6月29日生	昭和63年4月 当社入社 平成23年12月 当社神奈川支店営業部長 平成25年7月 当社法人営業部都市エネルギー部長 平成26年1月 当社法人営業部都市エネルギー部長兼都市第七営業グループマネージャー 平成26年6月 当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長 平成27年6月 当社常務執行役カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 平成28年5月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長商品開発室長 平成28年6月 当社取締役 平成29年6月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長（現）	(注) 2	普通株式 5,456
取締役		守谷 誠二	昭和38年4月21日生	昭和61年4月 当社入社 平成25年6月 当社監査委員会業務室長 平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室 平成29年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現） 平成29年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 17,671

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会委員	金子 禎則	昭和38年5月17日生	昭和63年4月 当社入社 平成23年10月 当社埼玉支店設備部長 平成25年7月 当社多摩支店武蔵野支社長 平成26年2月 当社多摩支店武蔵野支社長兼組織改革準備担当 平成26年7月 当社多摩支店武蔵野支社長 平成27年7月 当社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室 平成28年3月 当社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長 平成28年6月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当 平成29年6月 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現） 平成29年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 2,635
取締役		川崎 敏寛	昭和40年8月21日生	昭和63年4月 当社入社 平成24年10月 当社東京支店営業部（エネルギー営業担当） 平成26年6月 当社グループ事業部テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長） 平成27年7月 当社カスタマーサービス・カンパニーテプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長） 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社暮らし&ビジネスサービス事業本部（現リビング事業本部）テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長） 平成29年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現） 平成29年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 1,217

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		牧野 茂徳	昭和44年6月30日生	平成4年4月 当社入社 平成24年7月 当社原子力設備管理部設備技術 グループマネージャー 平成28年7月 当社原子力安全・統括部（福島 第二原子力発電所駐在） 平成28年12月 当社原子力人財育成センター所 長 平成29年6月 当社取締役、常務執行役原子 力・立地本部長兼原子力改革特 別タスクフォース長代理兼同事 務局長（現）	(注) 2	普通株式 1,093
取締役	指名委員会委員	山下 隆一	昭和39年6月20日生	平成元年4月 通商産業省（現経済産業省）入 省 平成24年6月 経済産業省製造産業局鉄鋼課長 平成26年7月 経済産業省経済産業政策局経済 産業政策課長 平成27年7月 経済産業省大臣官房総務課長 平成28年6月 資源エネルギー庁資源・燃料部 長 平成29年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構連絡調整室長（現） 平成29年7月 当社執行役会長補佐兼社長補佐 兼経営企画担当（共同） 平成30年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼 社長補佐兼経営企画担当（共 同）（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	監査委員会委員	武谷 典昭	昭和34年10月13日生	昭和58年4月 当社入社 平成25年6月 当社経理部長 平成27年6月 当社常務執行役グループ事業担 当 平成27年7月 当社常務執行役 平成28年4月 当社常務執行役経営企画ユニッ ト経理室長 平成28年4月 東京電力フェUEL&パワー株式 会社取締役（非常勤） 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社取締役（非常勤） 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤） 平成28年6月 当社常務執行役 平成29年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 33,416
計						97,676

(注) 1. 取締役 川村 隆、同 國井 秀子、同 檜田 松瑩、同 高浦 英夫、同 安念 潤司及び同 富山 和彦は、社外取締役である。

2. 平成30年6月27日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長	原子力改革特別 タスクフォース 長	小早川 智明	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 5,456
執行役副会 長 (福島統 括)	福島統括	廣瀬 直己	昭和28年2月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社常務取締役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 平成24年9月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼ソーシャル・コミュニケーシ ョン室長 平成25年5月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼ソーシャル・コミュニケーシ ョン室長兼新成長タスクフォー ス長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役社長経 営改革本部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼ソーシャ ル・コミュニケーション室長兼 新成長タスクフォース長 平成26年1月 当社取締役、代表執行役社長経 営改革本部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼新成長タス クフォース長 平成26年6月 当社取締役、代表執行役社長経 営企画本部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼新成長タス クフォース長 平成27年7月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼新成長タスクフォース長 平成28年4月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 平成29年6月 当社執行役副会長 (福島統括) (現)	(注) 1	普通株式 29,329

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 副社長	経営企画担当 (共同)	文挾 誠一	昭和35年7月25日生	昭和60年4月 当社入社 平成25年6月 当社経営改革本部企画部長 平成26年6月 当社執行役員経営企画本部事務 局長 平成27年4月 当社常務執行役経営企画本部担 当(共同)兼経営企画本部事務 局長 平成27年7月 当社常務執行役経営企画担当 (共同) 平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式 会社取締役(非常勤)(現) 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社取締役(非常勤)(現) 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役(非常勤)(現) 平成28年6月 当社常務執行役経営企画担当 (共同)兼経営企画ユニット企 画室長 平成29年6月 当社代表執行役副社長経営企画 担当(共同)(現)	(注)1	普通株式 1,052
執行役副社 長	防災・安全統括	増田 尚宏	昭和33年3月12日生	昭和57年4月 当社入社 平成25年5月 当社特命役員原子力安全監視室 副室長 平成26年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 平成30年4月 当社執行役副社長防災・安全統 括(現)	(注)1	普通株式 12,352
常務執行役		佐伯 光司	昭和38年6月30日生	昭和61年4月 当社入社 平成25年6月 当社総務部長 平成27年7月 当社経営企画ユニット総務・法 務室長 平成28年4月 当社常務執行役経営企画ユニッ ト総務・法務室長兼福島本部副 本部長兼原子力・立地本部副本 部長 平成28年6月 当社常務執行役福島本部副本 部長兼原子力・立地本部副本部長 平成29年6月 当社常務執行役安全統括、原子 力・立地本部副本部長(青森担 当) 平成30年4月 当社常務執行役(現)	(注)1	普通株式 7,374

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役		森下 義人	昭和37年3月14日生	昭和60年4月 当社入社 平成25年4月 当社経理部部長代理兼資金管理 グループマネージャー 平成25年7月 当社経理部部長代理 平成26年2月 当社経理部部長代理兼企画部組 織改革推進室 平成26年6月 当社経理部部長代理兼経営企画 本部事務局組織改革推進室 平成27年4月 当社経理部部長代理兼ビジネス ソリューション・カンパニー経 理センター兼経営企画本部事務 局組織改革推進室 平成27年6月 当社経理部長 平成27年7月 当社経営企画ユニット経理室長 兼ビジネスソリューション・カ ンパニー 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社常務取締役経理・社債等担当 兼当社経営企画ユニット経理室 平成29年6月 東京電力フュエル&パワー株式 会社取締役（非常勤）（現） 平成29年6月 東京電力パワーグリッド株式会 社取締役（非常勤）（現） 平成29年6月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤）（現） 平成29年6月 当社常務執行役（現）	(注) 1	普通株式 2,504
常務執行役	新成長タスクフ ォース長兼ソー シャル・コミュニ ケーション室 長	見學 信一郎	昭和39年10月24日生	昭和63年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 改革本部事務局 平成26年6月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 企画本部事務局 平成27年7月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 企画ユニット企画室 平成28年4月 当社常務執行役新成長タスクフ ォース長 平成30年4月 当社常務執行役新成長タスクフ ォース長兼ソーシャル・コミ ュニケーション室長（現）	(注) 1	普通株式 1,635
常務執行役	I o T 担当	関 知道	昭和39年1月10日生	昭和61年4月 当社入社 平成25年6月 当社経営改革本部事務局次長兼 企画部総括調整グループ 平成25年7月 当社経営改革本部事務局次長兼 企画部 平成26年6月 当社経営企画本部事務局次長 平成27年7月 当社経営企画ユニット企画室次 長 平成28年4月 当社常務執行役 I o T 担当 平成29年6月 当社常務執行役 I o T 担当兼経 営企画ユニットシステム企画室 長 平成30年4月 当社常務執行役 I o T 担当 （現）	(注) 1	普通株式 1,934

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼プロジェクト計画部長	小野 明	昭和34年6月1日生	昭和58年4月 当社入社 平成25年6月 当社執行役員原子力・立地本部福島第一安定化センター福島第一原子力発電所長兼福島本部 平成26年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部 平成28年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員戦略グループ長 平成30年2月 同機構上席執行役員プログラム監督・支援室長 平成30年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼プロジェクト計画部長 (現)	(注) 1	普通株式 6,116
常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長	大倉 誠	昭和33年7月22日生	昭和57年4月 当社入社 平成25年6月 当社福島本部復興調整室長 平成26年6月 当社執行役員福島本部復興調整部長 平成29年6月 当社常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 5,063
常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長	橘田 昌哉	昭和39年1月15日生	昭和62年4月 当社入社 平成25年6月 当社パワーグリッド・カンパニー用地部長 平成27年4月 当社新潟本部副本部長兼企画広報部長 平成27年6月 当社新潟本部副本部長 平成29年6月 当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 1,017

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長	牧野 茂徳	(1) 取締役に記載している	同左	(注) 1	普通株式 1,093
常務執行役	原子力・立地本部副本部長(青森担当)兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部	宗 一誠	昭和39年1月30日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年7月 当社柏崎刈羽原子力発電所総務部長 平成25年7月 当社福島本部福島原子力補償相談室補償相談ユニット柏崎補償相談センター所長兼柏崎刈羽原子力発電所副所長 平成27年6月 当社原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 平成30年4月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長(青森担当)兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部(現)	(注) 1	普通株式 1,933
執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当(共同)	山下 隆一	(1) 取締役に記載している	同左	(注) 1	普通株式 0
計						76,858

(注) 1. 平成30年6月27日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

鈴木 成光 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
高山 拓治 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
小島 英夫 経営技術戦略研究所副所長
小河原 克実 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
設楽 親 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼新潟本部
内田 俊志 統括CKO
永澤 昌 経営企画ユニット企画室長
大久保 浩幸 ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント
近藤 通隆 福島復興本社副代表兼福島本部副本部長
増井 秀企 原子力・立地本部副本部長
師尾 直登 福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント
山本 竜太郎 技監
大槻 陸夫 稼働力創造ユニット組織・労務人事室長
西村 冬彦 渉外・広報ユニット国際室長
磯貝 智彦 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部
一ノ瀬 貴士 内部監査室長
梶山 直希 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
大貫 繁樹 経営企画ユニット企画室
多田 克行 原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット
原子力改革特別タスクフォース事務局

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は平成28年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役会等

取締役会は、社外取締役6名を含む13名（男性12名、女性1名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的な、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。

執行役（男性14名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役4名を含む7名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち1名は公認会計士として、1名は弁護士として、1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

また、監査委員会を補助するため、3名の監査特命役員と6名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に行われる代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
白羽 龍三	新日本有限責任監査法人
湯川 喜雄	新日本有限責任監査法人
清水 幹雄	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名、その他19名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は平成28年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役 川村隆、同 國井秀子、同 檜田松壺、同 高浦英夫、同 安念潤司、同 富山和彦及び同 武谷典昭との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成28年3月改定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室（人員42名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、執行役会等に報告され、所要の改善措置がとられている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

④ 社外取締役

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、川村隆、國井秀子、槍田松瑩、高浦英夫、安念潤司及び富山和彦の6名である。

社外取締役6名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役6名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者

・当社又は当社子会社の出身者

2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）

・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）

・当社が現在主要株主である会社の業務執行者

3. 主要な取引先

- ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
- ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者

4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
- ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者

5. 役員相互就任

- ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とする事ができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役3名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、上記③に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

⑤ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
	基本報酬	業績連動報酬	
取締役	86	—	11
執行役	310	52	19

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 上記のうち、社外取締役9名に対する報酬等の総額は63百万円である。

3. 執行役の業績連動報酬の額には、前事業年度に在籍していた執行役13名に対して、前事業年度を対象期間として当事業年度に支給した業績連動報酬の額と前事業年度の有価証券報告書において開示した業績連動報酬の額との差額2百万円を含んでいる。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

⑥ 株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

89銘柄 7,824百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)日本製鋼所	742,800	1,332	当事業の円滑な遂行

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)日本製鋼所	742,800	2,521	当事業の円滑な遂行

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である東京電力エナジーパートナー株式会社については以下のとおりである。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

20銘柄 10,566百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

該当事項なし。

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
日本瓦斯株	1,460,000	7,256	当社事業の円滑な遂行

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑧ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

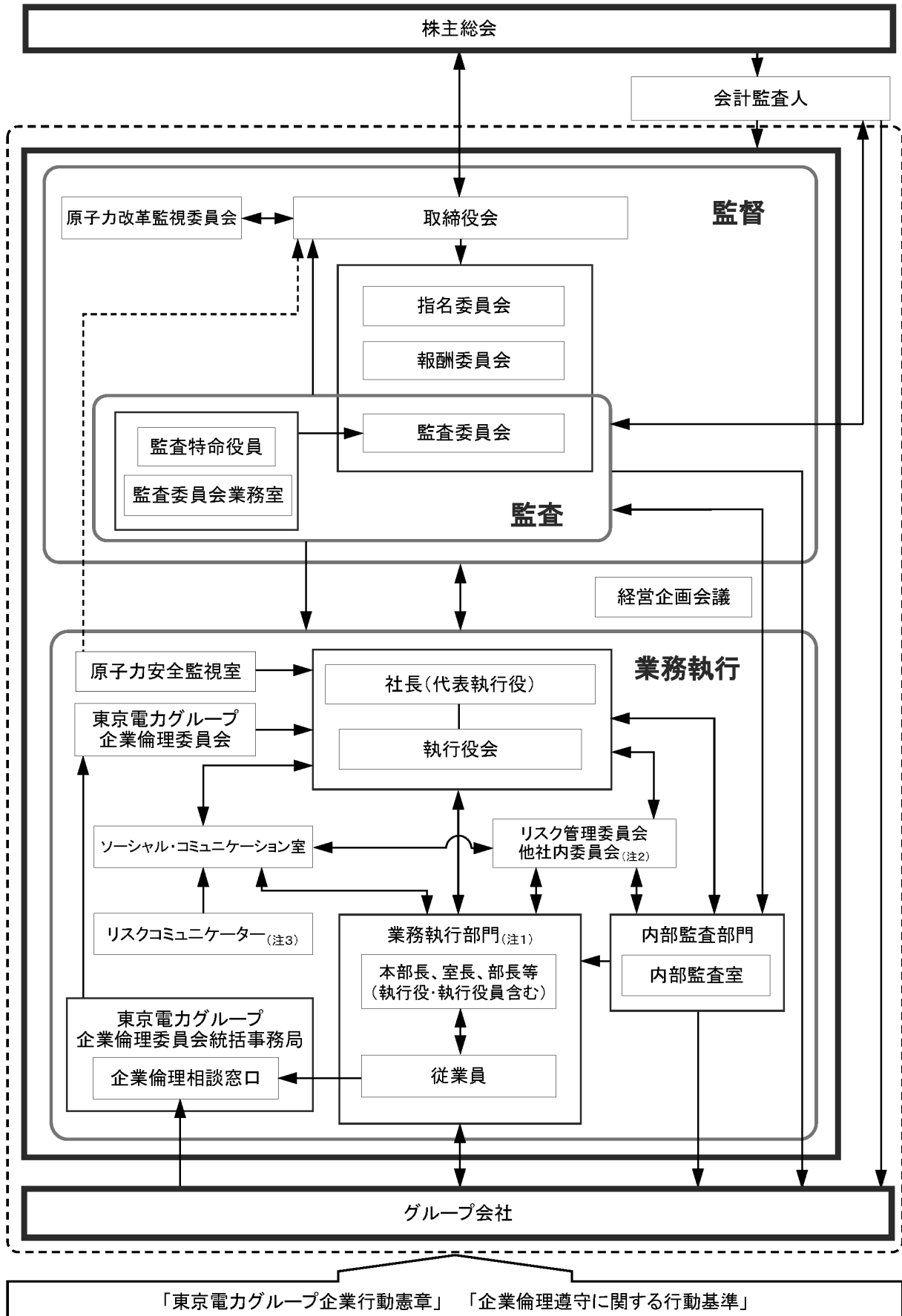
⑩ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。



(注1) 本社(コーポレート各室・本部等)、第一線機関(原子力発電所等)

(注2) 投資管理委員会 等

(注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成28年3月31日改定）＞
当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視最高責任者は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	109	6	132	4
連結子会社	164	4	181	6
計	274	11	313	11

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社7社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は15百万円である。

(当連結会計年度)

該当事項なし。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ホールディングカンパニー制移行に係る財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 10,293,859	※1, ※2 10,365,667
電気事業固定資産	6,791,086	6,669,336
水力発電設備	415,728	399,096
汽力発電設備	1,060,332	1,016,890
原子力発電設備	816,184	865,747
送電設備	1,655,098	1,576,154
変電設備	690,766	664,734
配電設備	2,005,542	2,021,792
その他の電気事業固定資産	147,434	124,921
その他の固定資産	※4 191,153	※4 198,262
固定資産仮勘定	840,444	925,538
建設仮勘定及び除却仮勘定	840,444	881,113
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	—	44,425
核燃料	647,902	660,368
装荷核燃料	120,486	120,509
加工中等核燃料	527,415	539,858
投資その他の資産	1,823,272	1,912,161
長期投資	※4 95,442	※4 129,869
関係会社長期投資	※5 934,672	※5 917,745
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974	593,701
退職給付に係る資産	131,611	147,499
その他	132,186	127,044
貸倒引当金(貸方)	△2,614	△3,698
流動資産	1,983,740	2,226,156
現金及び預金	941,383	1,187,283
受取手形及び売掛金	512,680	587,907
たな卸資産	※3 156,771	※3 160,240
その他	※4 386,038	※4 301,869
貸倒引当金(貸方)	△13,133	△11,144
合計	12,277,600	12,591,823

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	6,117,969	5,274,312
社債	※4,※7 1,706,182	※4,※7 1,377,833
長期借入金	※4 1,712,603	※4 1,307,342
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	—	1,929
災害損失引当金	467,692	442,402
原子力損害賠償引当金	694,396	600,647
退職給付に係る負債	386,392	386,735
資産除去債務	773,600	784,581
その他	377,100	372,839
流動負債	3,804,342	4,652,768
1年以内に期限到来の固定負債	※4,※7 1,779,988	※4,※7 1,824,498
短期借入金	※4,※7 860,152	※4,※7 1,581,266
支払手形及び買掛金	181,137	208,576
未払税金	192,070	131,566
その他	790,993	906,859
特別法上の引当金	6,608	7,477
濁水準備引当金	—	581
原子力発電工事償却準備引当金	6,608	6,895
負債合計	9,928,920	9,934,558
株主資本	2,329,061	2,644,226
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,123	743,121
利益剰余金	193,404	508,584
自己株式	△8,442	△8,454
その他の包括利益累計額	14,373	7,158
その他有価証券評価差額金	5,109	8,679
繰延ヘッジ損益	△1,871	△454
土地再評価差額金	※8 △2,301	※8 △2,291
為替換算調整勘定	17,098	△7,846
退職給付に係る調整累計額	△3,662	9,072
新株予約権	—	0
非支配株主持分	5,244	5,880
純資産合計	2,348,679	2,657,265
合計	12,277,600	12,591,823

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
営業収益	5,357,734	5,850,939
電気事業営業収益	5,095,037	5,454,304
その他事業営業収益	262,696	396,634
営業費用	※1,※2,※3 5,099,053	※1,※2,※3 5,562,469
電気事業営業費用	4,862,241	5,188,433
その他事業営業費用	236,812	374,036
営業利益	258,680	288,470
営業外収益	62,293	48,635
受取配当金	2,531	646
受取利息	10,155	1,605
持分法による投資利益	26,186	38,052
その他	23,419	8,332
営業外費用	93,349	82,244
支払利息	75,588	63,247
その他	17,761	18,997
当期経常収益合計	5,420,027	5,899,575
当期経常費用合計	5,192,403	5,644,714
当期経常利益	227,624	254,860
過水準備金引当又は取崩し	—	581
過水準備金引当	—	581
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	505	287
原子力発電工事償却準備金引当	505	287
特別利益	330,694	381,987
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※5 294,234	※5 381,987
持分変動利益	36,459	—
特別損失	411,342	308,161
原子力損害賠償費	※2,※5 392,006	※2,※5 286,859
災害特別損失	※2,※4 19,335	※2,※4 21,302
税金等調整前当期純利益	146,471	327,817
法人税、住民税及び事業税	15,352	20,882
法人税等調整額	△2,002	△11,330
法人税等合計	13,350	9,552
当期純利益	133,120	318,265
非支配株主に帰属する当期純利益	309	187
親会社株主に帰属する当期純利益	132,810	318,077

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当期純利益	133,120	318,265
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,463	2,129
繰延ヘッジ損益	4	—
為替換算調整勘定	△17,787	875
退職給付に係る調整額	2,809	12,187
持分法適用会社に対する持分相当額	25,787	△1,860
その他の包括利益合計	※1 12,277	※1 13,332
包括利益	145,398	331,597
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	147,173	331,409
非支配株主に係る包括利益	△1,775	187

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,125	60,803	△8,430	2,196,473
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	132,810	—	132,810
自己株式の取得	—	—	—	△14	△14
自己株式の処分	—	△1	—	2	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	△209	—	△209
その他	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1	132,601	△12	132,587
当期末残高	1,400,975	743,123	193,404	△8,442	2,329,061

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,618	△14,668	△2,510	20,768	△7,406	△198	21,864	2,218,139
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	132,810
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△14
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△209
その他	—	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,491	12,796	209	△3,669	3,744	14,571	△16,619	△2,047
当期変動額合計	1,491	12,796	209	△3,669	3,744	14,571	△16,619	130,540
当期末残高	5,109	△1,871	△2,301	17,098	△3,662	14,373	5,244	2,348,679

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,123	193,404	△8,442	2,329,061
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	318,077	—	318,077
自己株式の取得	—	—	—	△15	△15
自己株式の処分	—	△2	—	2	0
持分法の適用範囲の変動	—	—	△2,888	—	△2,888
土地再評価差額金の取崩	—	—	△9	—	△9
その他	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△2	315,179	△12	315,165
当期末残高	1,400,975	743,121	508,584	△8,454	2,644,226

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,109	△1,871	△2,301	17,098	△3,662	14,373	—	5,244	2,348,679
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	318,077
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△15
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—	—	△2,888
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	△9
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,569	1,416	9	△24,944	12,734	△7,214	0	635	△6,579
当期変動額合計	3,569	1,416	9	△24,944	12,734	△7,214	0	635	308,586
当期末残高	8,679	△454	△2,291	△7,846	9,072	7,158	0	5,880	2,657,265

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	146,471	327,817
減価償却費	564,276	561,257
原子力発電施設解体費	17,869	16,927
固定資産除却損	22,752	25,442
使用済燃料再処理等引当金の増減額 (△は減少)	△38,657	—
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額 (△は減少)	1,469	—
特定原子力施設炉心等除去準備引当金の増減額 (△は減少)	—	1,929
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	19,025	9,554
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,604	342
受取利息及び受取配当金	△12,686	△2,251
支払利息	75,588	63,247
持分法による投資損益 (△は益)	△26,186	△38,052
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△294,234	△381,987
原子力損害賠償費	392,006	286,859
持分変動損益 (△は益)	△36,459	—
使用済燃料再処理等積立金の増減額 (△は増加)	55,683	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,138	△76,145
仕入債務の増減額 (△は減少)	△52,767	33,961
その他	102,174	75,212
小計	913,790	904,115
利息及び配当金の受取額	18,749	6,594
利息の支払額	△62,641	△64,822
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△29,995	△32,944
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	1,141,800	893,900
原子力損害賠償金の支払額	△1,161,778	△957,821
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△36,887	3,160
営業活動によるキャッシュ・フロー	783,038	752,183

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△562,242	△562,006
工事負担金等受入による収入	18,832	22,328
投融資による支出	△23,934	△10,077
投融資の回収による収入	4,189	155
その他	84,682	29,006
投資活動によるキャッシュ・フロー	△478,471	△520,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	492,150	523,639
社債の償還による支出	△766,838	△1,499,805
長期借入れによる収入	34,977	498,289
長期借入金の返済による支出	△727,454	△226,315
短期借入れによる収入	1,976,554	3,939,019
短期借入金の返済による支出	△1,609,626	△3,217,974
その他	△3,718	△4,313
財務活動によるキャッシュ・フロー	△603,955	12,538
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,686	12
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△303,075	244,140
現金及び現金同等物の期首残高	1,339,910	940,243
連結の範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額	△96,590	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 940,243	※1 1,184,384

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社 (前連結会計年度は34社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 18社 (前連結会計年度は14社)

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)、(株)JERA他である。

エナジー・アジア・ホールディングス社については、重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めている。東京エナジーアライアンス(株)、TEPCO i-フロンティアズ(株)、(株)LIXIL、TEPCOスマートパートナーズについては、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社(日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソースズ社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメント・ユーエス社の2社(前連結会計年度は1社)であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、平成17年度以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数(36年)とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成29年9月26日最終改訂)。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額(「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」

(平成23年法律第94号) 第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く)を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。

- c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

(追加情報)

- ・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	15,009百万円	5,119百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	452,682	437,282
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	330,653	315,442
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,659	5,885
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	115,583	115,384
d その他	786	569
計	467,692	442,402

- ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号) 第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、平成30年4月11日に同法第55条の9第2項の承認を受けたため、翌連結会計年度において特定原子力施設炉心等除去引当金に振替えを予定している。

ニ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)の規定に基づく資金援助の申請額(以下「資金交付金」という)を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金559,704百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

ホ 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年 法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第36条の規定により、「濁水準備引当金に関する省令」（経済産業省）に基づき計上している。

ヘ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- b ヘッジ手段 燃料価格に関するゼロ・コスト・カラー
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- c ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月18日 法律第40号）第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

- ・原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年3月30日 経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、資産除去債務に関する会計基準の適用指針第8項を適用し、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記していた「営業外収益」の「固定資産売却益」(当連結会計年度は1,695百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「営業外収益」の「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「固定資産売却益」に表示していた7,029百万円は、「その他」として組み替えている。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記していた「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」(当連結会計年度は△2,751百万円)及び「定期預金の払戻による収入」(当連結会計年度は1,060百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」に表示していた△20,323百万円及び「定期預金の払戻による収入」に表示していた77,577百万円は、「その他」として組み替えている。

(追加情報)

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、432,804百万円（前連結会計年度は366,807百万円）である。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	405,933百万円	414,446百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	23,275,909百万円	23,433,688百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
商品及び製品	5,262百万円	5,413百万円
仕掛品	18,791	15,053
原材料及び貯蔵品	132,717	139,773

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	3,115,987百万円	1,740,891百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	905,269	313,171

(2) 東京電力フュエル&パワー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	一百万円	208,534百万円

(3) 東京電力パワーグリッド㈱の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
社債	90,000百万円	490,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	—	345,432

(4) 東京電力エナジーパートナー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	一百万円	55,554百万円

(5) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 その他	120,000百万円	120,000百万円

(6) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務
担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	4,628百万円	4,181百万円
投資その他の資産		
長期投資	516	523
計	5,144	4,705

上記のうち、その他の固定資産4,181百万円（前連結会計年度4,628百万円）は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額 を含む）	162百万円	117百万円

上記のうち117百万円（前連結会計年度162百万円）は、工場財団抵当に係るものである。

(7) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	4百万円	4百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 関連会社に対する株式及び出資金（うち、共同支配企業に対する投資の金額）

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	821,572百万円	831,452百万円
	(295,942百万円)	(308,558百万円)

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	88,313百万円	67,998百万円
ジェラ・ダーウィン・エルエヌジー社	956	—
ティームエナジー社	7,520	7,197
エスケージェット・ユー社	664	524
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対する保証債務	2,742	—
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	673	637
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,682	1,593
ホ ケブコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,211	1,147
ヘ パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	750	533
ト (株)常陸那珂ジェネレーションの電力需給契約の履行に対する保証債務	945	—
チ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	162,810	147,772
計	268,270	227,406

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成29年3月31日）及び当連結会計年度（平成30年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況がなく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

7. 財務制限条項

前連結会計年度（平成29年3月31日）

当社の社債（401,882百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（895,669百万円）及び短期借入金（579,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

社債（125,333百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（894,682百万円）及び短期借入金（566,543百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成29年3月31日）及び当連結会計年度（平成30年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,188,433百万円、相殺消去額△50,108百万円（前連結会計年度は相殺消去後4,862,241百万円、相殺消去額△16,917百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、315,819百万円（前連結会計年度352,842百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
給料手当	91,031百万円	83,274百万円
退職給与金	14,544	22,836
委託費	94,149	84,472

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
使用済燃料再処理等引当金	15,675百万円	－百万円
使用済燃料再処理等準備引当金	1,469	－
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	－	1,929
災害損失引当金	20,746	20,356
原子力損害賠償引当金	392,006	286,859

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
	17,254百万円	19,848百万円

4. 災害特別損失の内容

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年9月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額8,464,177百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,526,096百万円を控除した金額6,749,153百万円と前連結会計年度の見積額との差額392,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額8,366,405百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,526,096百万円を控除した金額6,651,381百万円と、平成28年3月18日申請時の金額との差額294,234百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前連結会計年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控

除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,581百万円	2,101百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	1,581	2,101
税効果額	△117	27
その他有価証券評価差額金	1,463	2,129
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0	△424
組替調整額	3	424
税効果調整前	4	—
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	4	—
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△20,332	875
組替調整額	2,545	—
税効果調整前	△17,787	875
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△17,787	875
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	6,179	7,473
組替調整額	△3,348	6,378
税効果調整前	2,831	13,851
税効果額	△21	△1,664
退職給付に係る調整額	2,809	12,187
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	14,983	△4,435
組替調整額	10,803	2,575
持分法適用会社に対する持分相当額	25,787	△1,860
その他の包括利益合計	12,277	13,332

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,701	32	1	4,732
合計	4,701	32	1	4,732

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,732	35	2	4,765
合計	4,732	35	2	4,765

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少2千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高

0百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
現金及び預金勘定	941,383百万円	1,187,283百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,140	△2,899
現金及び現金同等物	940,243	1,184,384

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	451	347
1年超	711	401
合計	1,162	749

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	33	12
1年超	13	-
合計	47	12

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額593,701百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	4,131	4,131	—
(2) 現金及び預金	941,383	941,383	—
(3) 受取手形及び売掛金	512,680	512,680	—
(4) 社債（※3）	(3,205,987)	(3,277,973)	△71,986
(5) 長期借入金（※3）	(1,938,839)	(1,965,612)	△26,772
(6) 短期借入金	(860,152)	(860,152)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(181,137)	(181,137)	—
(8) 未払税金	(192,070)	(192,070)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	12,910	12,910	—
(2) 現金及び預金	1,187,283	1,187,283	—
(3) 受取手形及び売掛金	587,907	587,907	—
(4) 社債（※3）	(2,230,891)	(2,291,006)	△60,115
(5) 長期借入金（※3）	(2,210,812)	(2,235,107)	△24,294
(6) 短期借入金	(1,581,266)	(1,581,266)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(208,576)	(208,576)	—
(8) 未払税金	(131,566)	(131,566)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(6) 短期借入金、(7) 支払手形及び買掛金、並びに(8) 未払税金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	10,918	10,402
その他	16,697	13,939
合計	27,615	24,341

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	79	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金（※1）	941,383	—	—	—
受取手形及び売掛金	512,680	—	—	—
合計	1,454,064	79	—	—

(※1) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	80	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金（※1）	1,187,283	—	—	—
受取手形及び売掛金	587,907	—	—	—
合計	1,775,270	—	—	—

（※1）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	1,499,805	730,472	420,560	227,722	86,178	241,250
長期借入金	226,235	410,205	482,154	561,198	64,803	194,241
短期借入金	860,152	—	—	—	—	—
合計	2,586,192	1,140,677	902,714	788,920	150,981	435,491

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	853,058	420,560	227,722	86,178	222,123	421,250
長期借入金	903,469	482,234	561,198	64,803	33,862	165,243
短期借入金	1,581,266	—	—	—	—	—
合計	3,337,794	902,794	788,920	150,981	255,985	586,493

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	142	72	69
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	142	72	69
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	3,909	4,752	△843
債券			
国債・地方債等	79	79	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3,989	4,832	△843
合計	4,131	4,904	△773

当連結会計年度(平成30年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	9,922	8,043	1,879
債券			
国債・地方債等	81	79	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	10,003	8,123	1,880
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	2,906	3,449	△542
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2,906	3,449	△542
合計	12,910	11,572	1,338

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	31,620	31,180	(※)	—
合計			31,620	31,180	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	31,180	30,440	(※)	—
合計			31,180	30,440	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	836,440百万円	833,466百万円
勤務費用	26,876	26,218
利息費用	8,125	8,092
数理計算上の差異の発生額	514	△32
退職給付の支払額	△38,489	△39,177
その他(注2)	△2	38
退職給付債務の期末残高	833,466	828,606

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 転籍者受入等による増減である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
年金資産の期首残高	571,027百万円	578,685百万円
期待運用収益	14,007	14,195
数理計算上の差異の発生額	9,553	10,965
事業主からの拠出額	5,757	5,814
退職給付の支払額	△22,279	△20,895
その他(注2)	618	605
年金資産の期末残高	578,685	589,370

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	449,848百万円	444,312百万円
年金資産	△578,685	△589,370
	△128,837	△145,057
非積立型制度の退職給付債務	383,617	384,293
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	254,780	239,235
退職給付に係る負債	386,392	386,735
退職給付に係る資産	△131,611	△147,499
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	254,780	239,235

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	26,251百万円	25,599百万円
利息費用	8,125	8,092
期待運用収益	△14,007	△14,195
数理計算上の差異の費用処理額	△6,048	3,013
過去勤務費用の費用処理額	△158	△158
その他(注3)	14	6
確定給付制度に係る退職給付費用	14,177	22,356

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
過去勤務費用	△158百万円	△158百万円
数理計算上の差異	2,990	14,010
合 計	2,831	13,851

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	562百万円	403百万円
未認識数理計算上の差異	△3,890	10,120
合 計	△3,328	10,523

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
生保一般勘定	47%	46%
株式	22	21
債券	25	27
その他	6	6
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として6.2%	主として6.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度4,298百万円、当連結会計年度4,340百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項なし。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	TREND E株式会社
決議年月日	平成30年3月13日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役2名、同社入社予定者1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 240,000株
付与日	平成30年3月14日
権利確定条件	権利行使時において、同社の役員または使用人であること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成30年3月14日～平成33年3月13日
(注) 株式数に換算して記載している。	

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① スtock・オプションの数

会社名	TREND E株式会社
決議年月日	平成30年3月13日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	240,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	240,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	TREND E株式会社
決議年月日	平成30年3月13日
権利行使価格	50円
行使時平均株価	—円
付与日における公正な評価単価	0.5円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

(1) 使用した評価手法：モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

会社名	TREND E株式会社
決議年月日	平成30年3月13日
株価変動性(ボラティリティ)(注1)	64.29%
予想配当(注2)	0%
無リスク利率(注3)	△0.127%

(注) 1. 「企業会計基準適用指針第11号ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて以下の条件に基づき算出している。なお、発行会社は非上場であるため、発行会社の類似上場会社を観察対象とし、その株価変動性を採用している。

- ・株価情報収集期間：満期までの期間（3年間）に応じた直近の期間
- ・価格観察の頻度：週次
- ・異常情報：該当事項なし
- ・企業を巡る状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 直近の配当実績0円に基づき0%と算定

3. 国債利回り（残存期間3年）

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	195,687百万円	168,181百万円
減価償却費損金算入限度超過額	167,284	152,829
資産除去債務	129,311	127,742
災害損失引当金	131,013	123,932
退職給付に係る負債	109,835	110,754
送電線路に係る地役権償却額	58,462	63,256
その他	261,630	171,084
繰延税金資産 小計	1,053,226	917,780
評価性引当額	△831,445	△675,175
繰延税金資産 合計	221,780	242,605
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△150,200	△166,236
その他	△60,606	△55,693
繰延税金負債 合計	△210,806	△221,930
繰延税金資産 純額	10,974	20,674

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
固定資産		
－投資その他の資産－その他	9,708百万円	17,061百万円
流動資産－その他	1,265	4,024
固定負債－その他	－	△411
流動負債－その他	－	－

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	28.2%	28.2%
(調整)		
評価性引当額増減	△7.6	△22.3
持分変動利益	△7.0	－
持分法による投資損益	△5.0	△3.3
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.1	2.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
期首残高	771,202百万円	773,693百万円
期中変動額	2,490	10,889
期末残高	773,693	784,583

(追加情報)

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年3月30日 経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、資産除去債務に関する会計基準の適用指針第8項を適用し、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月(改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月)までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の4つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホールディン グス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジーパー トナー			
売上高							
外部顧客への売上高	68,113	27,193	293,877	4,968,549	5,357,734	—	5,357,734
セグメント間の内部売上高 又は振替高	849,959	1,607,721	1,398,066	166,804	4,022,551	△4,022,551	—
計	918,073	1,634,914	1,691,943	5,135,354	9,380,285	△4,022,551	5,357,734
セグメント利益又は損失(△)	△20,888	53,228	111,600	74,768	218,709	8,914	227,624
セグメント資産	11,230,363	1,950,465	5,274,223	1,138,271	19,593,324	△7,315,724	12,277,600
その他の項目							
減価償却費	119,098	136,471	308,011	2,373	565,955	△1,679	564,276
受取配当金	566	1,984	0	0	2,552	△20	2,531
受取利息	74,173	1,660	651	4,956	81,441	△71,286	10,155
支払利息	81,139	8,017	55,294	2,423	146,874	△71,286	75,588
持分法投資利益	6,712	9,575	9,465	473	26,227	△40	26,186
持分法適用会社への投資額	265,292	401,622	120,009	5,786	792,710	△1,242	791,467
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	272,655	67,793	216,562	13,393	570,405	△1,779	568,626

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額8,914百万円は、セグメント間取引消去及び、報告セグメントに帰属しない営業外損益である。

セグメント資産の調整額△7,315,724百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△5,920,831百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,452百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,679百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,779百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホールディン グス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジーパー トナー			
売上高							
外部顧客への売上高	61,533	26,093	388,230	5,375,082	5,850,939	—	5,850,939
セグメント間の内部売上高 又は振替高	896,174	1,802,389	1,353,837	157,377	4,209,779	△4,209,779	—
計	957,708	1,828,482	1,742,068	5,532,459	10,060,718	△4,209,779	5,850,939
セグメント利益	142,279	51,977	79,022	115,985	389,264	△134,403	254,860
セグメント資産	9,421,558	2,002,973	5,460,137	1,277,254	18,161,923	△5,570,099	12,591,823
その他の項目							
減価償却費	130,311	129,071	299,999	3,141	562,523	△1,265	561,257
受取配当金	125,911	176	9	39	126,137	△125,491	646
受取利息	47,400	451	566	5,532	53,950	△52,344	1,605
支払利息	60,579	7,059	45,671	2,280	115,592	△52,344	63,247
持分法投資利益	9,681	18,168	9,640	321	37,812	239	38,052
持分法適用会社への投資額	277,255	414,296	128,215	6,305	826,074	734	826,808
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	275,976	73,088	244,305	11,924	605,294	△2,583	602,710

(注) 1. セグメント利益の調整額△134,403百万円には、セグメント間の受取配当金消去△125,491百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△5,570,099百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△4,088,085百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,452百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,265百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,583百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

【関連情報】

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ(注1)	1,141,800	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974
							負担金の納付(注2)	166,740	未払費用	166,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ(注1)	893,900	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	593,701
							負担金の納付(注2)	126,740	未払費用	126,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
2. 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。

(イ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社マルチット(注1)	東京都葛飾区	1	事業支援	なし	なし	新サービスに関する事業構築アドバイザー業務(注2)	23	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 東京電力エナジーパートナー株式会社の役員田村 正が議決権の100%を直接保有している。
2. 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
1株当たり純資産額	838円45銭	1,030円67銭
1株当たり当期純利益	82円89銭	198円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	26円79銭	64円32銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,348,679	2,657,265
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,005,244	1,005,880
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち新株予約権(百万円))	(-)	(0)
(うち非支配株主持分(百万円))	(5,244)	(5,880)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,343,434	1,651,385
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	1,602,285	1,602,252

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	132,810	318,077
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	132,810	318,077
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,300	1,602,266

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	△579	△635
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額(百万円))	(△579)	(△635)
普通株式増加数(千株)	3,333,421	3,333,421
(うちA種優先株式(千株))	(1,066,666)	(1,066,666)
(うちB種優先株式(千株))	(2,266,666)	(2,266,666)
(うちその他(千株))	(87)	(88)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	連結子会社であるTRENDE(株)が発行する新株予約権普通株式 240千株

(重要な後発事象)

会社分割による燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の株式会社 J E R A への統合について

当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、「東電F P」という)は、平成29年6月8日に締結した合弁契約書に基づき、中部電力株式会社(以下、「中部電力」という)との間で、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等(以下、「本件事業」という)の株式会社 J E R A(以下、「J E R A」という)への統合(以下、「本事業統合」という)に向けて、詳細な検討と必要な手続きを踏まえ平成30年2月27日の当社の取締役会の決議を経て、東電F Pは中部電力との間で本事業統合に係る対象資産・負債の範囲や詳細スケジュール等について合意(以下、「本合意」という)した。本合意に基づき、東電F Pは、本事業統合を会社分割の方式によって J E R A に統合(以下、「本件吸収分割」という)させるため、平成30年5月9日の取締役会の決議を経て、同日、J E R A との間で吸収分割契約(以下、「本件吸収分割契約」という)を締結した。

本件吸収分割については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

なお、J E R A は本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を同時に承継する予定である(以下、この吸収分割を「中部電力吸収分割」という、本件吸収分割と併せて「本件共同吸収分割」という)。

(1) 本件吸収分割の目的

東電F Pは、平成27年4月のJ E R A 設立以降、中部電力との燃料・火力発電分野における包括的アライアンス(以下、「本件アライアンス」という)に関し、燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係る J E R A への事業統合を順次進めてきた。

これまで、スケールメリットを活かした事業展開により、各事業領域において着実に統合効果が生まれている。

今後、国内のエネルギー市場環境は大きく変化することが予想されるなか、こうした事業環境変化に柔軟に対応するとともに、本件アライアンスの効果を更に拡大するため、東電F Pと中部電力は、平成29年6月8日、本事業統合に係る合弁契約書を締結し、J E R A に本件事業を統合させることとした。

(2) 本件吸収分割の要旨

イ 本件吸収分割の日程

本事業統合に係る基本合意書締結	平成29年3月28日
本事業統合に係る合弁契約書締結	平成29年6月8日
本事業統合に係る対象資産・負債等の合意	平成30年2月27日
吸収分割契約締結	平成30年5月9日
吸収分割契約承認株主総会(J E R A)	平成30年6月18日
吸収分割契約承認株主総会(東電F P)	平成30年6月27日
吸収分割効力発生日	平成31年4月1日(予定)

ロ 本件吸収分割の方式

東電F Pを分割会社とし、J E R Aを承継会社とする吸収分割を行う予定である。

ハ 本件吸収分割に係る割当ての内容

J E R A は、本件吸収分割に際して普通株式5,000,000株を新たに発行し、その全部を東電F Pに割当てる。また、中部電力吸収分割に際しても、東電F Pへの割当てと同数の普通株式5,000,000株を新たに発行し、その全部を中部電力に割当てる。この結果、J E R A は、本件共同吸収分割に際して普通株式10,000,000株を新たに発行することになり、本件吸収分割及び中部電力吸収分割に際して東電F P及び中部電力に対して割当交付される普通株式の比率は1:1となり、J E R A における東電F P及び中部電力の持株比率に変更はない。

ニ 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

東電F Pは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ 本件吸収分割により増減する資本金

東電F Pの資本金に変動はない。

へ 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、J E R Aは、東電F Pが営む本件事業に関して有する権利義務を吸収分割効力発生日に承継する。なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

ト 債務履行の見込み

東電F P及びJ E R Aともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における東電F P及びJ E R Aの債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成31年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	株式会社J E R A
(2) 所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 垣見 祐二
(4) 資本金	5,000百万円
(5) 事業の内容	燃料事業及び国内外発電事業 等

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力 ホールデ ィングス	普通社債 (内債)	平成10. 4. 17～ 平成30. 1. 26	(1,499,805) 3,115,987	(853,058) 1,740,891	0.616～ 2.800	一般担保	平成29. 5. 31～ 平成52. 5. 28	
東京電力 パワー グ リッド	普通社債 (内債)	平成29. 3. 9～ 平成30. 1. 25	90,000	490,000	0.380～ 0.940	一般担保	平成32. 3. 9～ 平成41. 12. 14	
合計	—	—	(1,499,805) 3,205,987	(853,058) 2,230,891	—	—	—	

- (注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
853,058	420,560	227,722	86,178	222,123

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	1,712,603	1,307,342	0.824	平成31. 4. 1～ 平成42. 9. 6
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	28,232	43,540	—	平成31. 4. 1～ 平成58. 11. 30
1年以内に返済予定の長期借入金	226,235	903,469	0.681	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,524	6,440	—	—
短期借入金	860,152	1,581,266	0.630	—
その他有利子負債				
長期割賦未払金（1年超返済予定）	129	106	—	平成31. 4. 30～ 平成35. 10. 31
割賦未払金（1年以内返済予定）	23	23	—	—
合計	2,832,901	3,842,189	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
3. その他有利子負債については、割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
4. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	482,234	561,198	64,803	33,862
リース債務	5,440	4,632	4,244	4,040
その他有利子負債	23	23	23	23

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	662,277	18,554	—	680,831
特定原子力発電施設 (その他)	110,614	—	△7,985	102,628
その他	802	411	△91	1,122

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,313,330	2,831,653	4,206,453	5,850,939
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	148,158	234,227	262,943	327,817
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	148,078	211,268	225,646	318,077
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	92.42	131.86	140.83	198.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	92.42	39.44	8.97	57.69

仲裁について

当社は、Cameco Inc. (以下「Cameco」という)とウラン精鉱購入契約(以下「本契約」という)を締結してウラン精鉱を購入していたが、平成29年1月24日に本契約の条項に基づき本契約を解除した。これに対し、Camecoは同年5月19日、本契約の解除が無効であることの確認及び本契約に基づくウラン精鉱の引取り又は当社がウラン精鉱を引き取らない場合の損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等を求めて国際商業会議所に仲裁を申し立てた。

Camecoは当初、仲裁廷の指示により、当社に対する請求の金銭的評価額が同年5月31日までににおいて400万米ドルであることを明らかにしていたが、同年12月15日、同社の主張書面において損害賠償額を総額681.9万米ドルとして提示した。

当社は、本契約の条項にしたがい本契約を解除しており、今後の仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張していく。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
固定資産	9,566,062	7,678,711
電気事業固定資産	※1 1,260,629	※1 1,294,899
水力発電設備	416,427	399,794
原子力発電設備	821,479	871,863
新エネルギー等発電設備	16,680	15,647
業務設備	5,965	7,517
貸付設備	76	76
事業外固定資産	31	31
固定資産仮勘定	621,915	699,433
建設仮勘定	621,507	654,768
除却仮勘定	407	239
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	—	44,425
核燃料	648,225	660,604
装荷核燃料	120,625	120,625
加工中等核燃料	527,600	539,978
投資その他の資産	7,035,260	5,023,743
長期投資	39,146	35,802
関係会社長期投資	6,369,654	4,311,331
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974	593,701
長期前払費用	58,836	42,434
前払年金費用	36,963	41,336
貸倒引当金(貸方)	△1,313	△863
流動資産	1,458,845	1,526,463
現金及び預金	788,738	1,057,486
売掛金	36,446	49,666
諸未収入金	128,035	24,498
貯蔵品	50,200	44,466
前払金	—	0
前払費用	2,431	468
関係会社短期債権	303,235	203,084
雑流動資産	※2 149,830	※2 146,843
貸倒引当金(貸方)	△73	△52
合計	11,024,908	9,205,175

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	5,905,612	4,701,057
社債	※2,※7 1,616,182	※2,※7 887,833
長期借入金	※2 1,706,623	※2 1,303,094
長期未払債務	9,043	7,611
リース債務	4,256	6,917
関係会社長期債務	417,528	417,541
退職給付引当金	96,031	105,999
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	—	1,929
災害損失引当金	466,964	441,890
原子力損害賠償引当金	694,396	600,647
資産除去債務	772,891	783,460
繰延税金負債	—	332
雑固定負債	121,695	143,797
流動負債	3,349,894	2,525,865
1年以内に期限到来の固定負債	※2,※3,※7 1,735,676	※2,※3,※7 1,282,026
短期借入金	※2,※7 858,423	236,290
買掛金	3,500	3,044
未払金	57,963	70,687
未払費用	244,249	206,811
未払税金	※4 2,337	※4 13,979
預り金	903	1,616
関係会社短期債務	※5 446,123	※5 696,998
諸前受金	569	78
雑流動負債	146	14,331
特別法上の引当金	6,608	6,895
原子力発電工事償却準備引当金	6,608	6,895
負債合計	9,262,115	7,233,818
株主資本	1,762,784	1,970,500
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,604	743,602
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	48	46
利益剰余金	△374,153	△166,421
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△543,261	△335,530
海外投資等損失準備金	224	149
特定災害防止準備金	123	135
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,619,609	△1,411,815
自己株式	△7,642	△7,655
評価・換算差額等	8	855
その他有価証券評価差額金	8	855
純資産合計	1,762,793	1,971,356
合計	11,024,908	9,205,175

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当事業年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
営業収益	※1 798,637	※1 840,235
電気事業営業収益	797,859	839,488
他社販売電力料	627,683	552,537
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963	30,963
廃炉等負担金収益	—	126,834
電気事業雑収益	139,197	129,138
貸付設備収益	15	14
附帯事業営業収益	777	747
コンサルティング事業営業収益	777	747
営業費用	833,122	835,826
電気事業営業費用	832,266	835,073
水力発電費	65,763	64,116
原子力発電費	603,761	633,434
新エネルギー等発電費	1,598	1,499
販売費	2	1
貸付設備費	2	4
一般管理費	150,731	126,949
電源開発促進税	0	—
事業税	10,406	9,067
電力費振替勘定(貸方)	△0	△0
附帯事業営業費用	856	753
コンサルティング事業営業費用	856	753
営業利益又は営業損失(△)	△34,485	4,408
営業外収益	※1 131,895	※1 179,443
財務収益	124,966	177,683
受取配当金	50,384	129,970
受取利息	74,582	47,712
事業外収益	6,928	1,759
固定資産売却益	11	23
雑収益	6,917	1,736
営業外費用	※1 91,535	※1 64,675
財務費用	81,242	60,788
支払利息	81,226	60,739
株式交付費	0	0
社債発行費	15	49
事業外費用	10,293	3,886
固定資産売却損	26	0
雑損失	10,267	3,885
当期経常収益合計	930,532	1,019,679
当期経常費用合計	924,658	900,502
当期経常利益	5,873	119,176
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	505	287
原子力発電工事償却準備金引当	505	287
特別利益	294,234	381,987
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※3 294,234	※3 381,987
特別損失	411,342	326,692
災害特別損失	※2 19,335	※2 21,302
原子力損害賠償費	※3 392,006	※3 286,859
有価証券評価損	—	18,530
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△111,738	174,184
法人税、住民税及び事業税	△71,647	△33,546
法人税等合計	△71,647	△33,546
当期純利益又は当期純損失(△)	△40,091	207,731

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	新エネルギー等 発電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	390	—	390
給料手当	510	51,682	—	—	—	17,567	—	69,759
給料手当振替額(貸方)	△5	△27	—	—	—	△95	—	△128
建設費への振替額(貸方)	—	△27	—	—	—	—	—	△27
その他への振替額(貸方)	△5	—	—	—	—	△95	—	△100
退職給与金	—	—	—	—	—	6,063	—	6,063
厚生費	72	8,816	—	—	—	4,084	—	12,973
法定厚生費	64	6,752	—	—	—	2,498	—	9,315
一般厚生費	8	2,063	—	—	—	1,586	—	3,658
雑給	—	3,379	—	—	—	660	—	4,040
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	31,201	—	—	—	—	—	31,201
使用済燃料再処理等 拠出金発電費	—	640	—	—	—	—	—	640
使用済燃料再処理等 既発電費	—	30,560	—	—	—	—	—	30,560
廃棄物処理費	—	7,207	—	—	—	—	—	7,207
消耗品費	1,982	21,375	—	—	—	2,037	—	25,394
修繕費	8,065	43,839	24	—	—	1,195	—	53,126
水利使用料	3,977	—	—	—	—	—	—	3,977
補償費	166	※ 495	—	—	—	9	—	671
賃借料	1,434	7,821	10	—	—	27,355	—	36,621
委託費	13,560	108,156	96	—	2	39,570	—	161,386
損害保険料	—	832	—	—	—	33	—	865
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	19	—	—	—	—	—	19
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	19	—	—	—	—	—	19
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	166,740	—	—	—	—	—	166,740
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	—	56,740	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	—	110,000	—	—	—	—	—	110,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	1,439	—	1,439
養成費	—	—	—	—	—	1,745	—	1,745
研究費	—	—	—	—	—	13,773	—	13,773
諸費	2,126	15,833	47	—	—	12,229	—	30,236
貸倒損	—	—	—	2	—	—	—	2
諸税	8,649	17,556	233	—	—	22,287	—	48,726
固定資産税	8,641	13,635	221	—	—	20,422	—	42,921
雑税	7	3,920	12	—	—	1,864	—	5,805
減価償却費	22,615	86,558	1,186	—	—	878	—	111,238
普通償却費	22,615	86,558	1,186	—	—	878	—	111,238
固定資産除却費	1,766	14,373	—	—	—	73	—	16,212
除却損	843	3,299	—	—	—	51	—	4,193
除却費用	922	11,073	—	—	—	22	—	12,018
原子力発電施設解体費	—	17,869	—	—	—	—	—	17,869
共有設備費等分担額	858	29	—	—	—	—	—	887
共有設備費等分担額(貸方)	△18	—	—	—	—	—	—	△18
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	△397	—	△397
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	△168	—	△168
電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	—	—	—	—	—	—	10,406	10,406
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	65,763	603,761	1,598	2	2	150,731	10,406	832,266

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額3,174百万円が含まれている。
2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号) 第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金623,677百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△623,677百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	新エネルギー等 発電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	397	—	397
給料手当	7,720	47,746	—	—	—	16,795	—	72,262
給料手当振替額(貸方)	△60	△23	—	—	—	△301	—	△385
建設費への振替額(貸方)	△56	△23	—	—	—	△206	—	△286
その他への振替額(貸方)	△3	—	—	—	—	△95	—	△98
退職給与金	—	—	—	—	—	4,137	—	4,137
厚生費	1,270	8,526	—	—	—	3,757	—	13,554
法定厚生費	1,161	6,406	—	—	—	2,241	—	9,809
一般厚生費	108	2,120	—	—	—	1,515	—	3,745
雑給	42	3,099	—	—	—	660	—	3,802
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	30,560	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等 拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等 既発電費	—	30,560	—	—	—	—	—	30,560
廃棄物処理費	—	5,839	—	—	—	—	—	5,839
消耗品費	2,085	21,117	—	—	—	1,530	—	24,733
修繕費	8,157	59,687	19	—	—	1,430	—	69,294
水利使用料	4,110	—	—	—	—	—	—	4,110
補償費	388	※15,774	—	—	—	29	—	16,192
貸借料	1,660	7,384	11	—	—	27,201	—	36,257
委託費	876	104,167	166	—	1	35,881	—	141,093
損害保険料	2	824	—	—	—	29	—	856
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	17	—	—	—	—	—	17
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	17	—	—	—	—	—	17
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	126,740	—	—	—	—	—	126,740
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	—	56,740	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	—	70,000	—	—	—	—	—	70,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	1,349	—	1,349
養成費	—	—	—	—	—	1,906	—	1,906
研究費	—	—	—	—	—	15,348	—	15,348
諸費	5,120	53,865	48	—	—	15,285	—	74,320
貸倒損	—	—	—	1	—	—	—	1
諸税	8,196	19,097	217	—	3	1,136	—	28,651
固定資産税	8,192	14,962	204	—	3	60	—	23,423
雑税	3	4,135	13	—	—	1,075	—	5,228
減価償却費	22,100	98,578	1,036	—	—	1,093	—	122,809
普通償却費	22,100	98,578	1,036	—	—	1,093	—	122,809
固定資産除却費	1,269	13,472	—	—	—	39	—	14,781
除却損	417	4,099	—	—	—	15	—	4,532
除却費用	851	9,373	—	—	—	24	—	10,249
原子力発電施設解体費	—	16,927	—	—	—	—	—	16,927
共有設備費等分担額(貸方)	1,175	29	—	—	—	—	—	1,205
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	△688	—	△688
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	△71	—	△71
事業税	—	—	—	—	—	—	9,067	9,067
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	64,116	633,434	1,499	1	4	126,949	9,066	835,073

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額5,858百万円が含まれている。
 2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号) 第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金573,639百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△573,639百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	50	169,108	298	131	1,076,000	△1,579,601
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	△74	-	-	74
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	12	-	△12
分割型の会社分割による減少	-	-	-	-	-	△21	-	21
当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	-	△40,091
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△1	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△1	-	△74	△8	-	△40,007
当期末残高	1,400,975	743,555	48	169,108	224	123	1,076,000	△1,619,609

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,629	1,802,889	△2,385	1,800,504
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
分割型の会社分割による減少	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	△40,091	-	△40,091
自己株式の取得	△14	△14	-	△14
自己株式の処分	2	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	2,394	2,394
当期変動額合計	△12	△40,105	2,394	△37,710
当期末残高	△7,642	1,762,784	8	1,762,793

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	48	169,108	224	123	1,076,000	△1,619,609
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—	△74	—	—	74
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—	—	12	—	△12
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	207,731
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△2	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△2	—	△74	12	—	207,793
当期末残高	1,400,975	743,555	46	169,108	149	135	1,076,000	△1,411,815

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,642	1,762,784	8	1,762,793
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	207,731	—	207,731
自己株式の取得	△15	△15	—	△15
自己株式の処分	2	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	846	846
当期変動額合計	△12	207,716	846	208,563
当期末残高	△7,655	1,970,500	855	1,971,356

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、9. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成29年9月26日最終改訂)。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額(「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年法律第94号)第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く)を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	15,009百万円	5,119百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	451,954	436,770
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	330,653	315,442
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,659	5,885
③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	115,583	115,384
④ その他	58	58
計	466,964	441,890

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、平成30年4月11日に同法第55条の9第2項の承認を受けたため、翌事業年度において特定原子力施設炉心等除去引当金に振替えを予定している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金559,704百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段 金利スワップ
- ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月18日 法律第40号）第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

9. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

- ・原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年3月30日 経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、資産除去債務に関する会計基準の適用指針第8項を適用し、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(追加情報)

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、432,804百万円（前事業年度は366,807百万円）である。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
電気事業固定資産	22,080百万円	22,134百万円
水力発電設備	7,597	7,637
原子力発電設備	9,351	9,365
新エネルギー等発電設備	4,946	4,946
業務設備	185	185

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	3,115,987百万円	1,740,891百万円
うち内債	3,115,987	1,740,891
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	905,269	313,171

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
社債	1,499,805百万円	853,058百万円
長期借入金	223,546	408,394
長期未払債務	2,464	3,091
リース債務	264	425
雑固定負債	9,595	17,057

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	170百万円	587百万円
事業税	—	4,034
消費税等	616	7,775
その他	1,550	1,582

5. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
預り金	390,277百万円	643,693百万円

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	88,313百万円	67,998百万円
森ヶ崎エナジーサービス(株)	26	8
ジェラ・ダーウィン・エルエヌジー社	956	—
リサイクル燃料貯蔵(株)	2,467	1,224
ティームエナジー社	7,520	7,197
エスケージェット・ユー社	664	524
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対す る保証債務	2,742	—
ハ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務	673	637
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,682	1,593
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,211	1,147
ヘ パイトン・オペレーション・アンド・ メンテナンス・インドネシア社のパイト ン・エナジー社との運転保守契約の履行 に対する保証債務	750	533
ト 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務 (うち、当社以外にも連帯保証人がいる 保証債務)	160,116 (123,832)	145,362 (109,139)
計	267,124	226,229

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度(平成29年3月31日)及び当事業年度(平成30年3月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日。以下「中間指針」という)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況がなく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

7. 財務制限条項

前事業年度（平成29年3月31日）

当社の社債（401,882百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（895,669百万円）及び短期借入金（579,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（平成30年3月31日）

当社の社債（125,333百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（401,258百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	当事業年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
売上高	793,037百万円	834,161百万円
受取配当金	49,893	129,575
受取利息	66,604	47,108
支払利息	5,917	6,468

2. 災害特別損失の内容

前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年9月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

3. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額8,464,177百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,526,096百万円を控除した金額6,749,153百万円と前事業年度の見積額との差額392,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から

必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額8,366,405百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,526,096百万円を控除した金額6,651,381百万円と、平成28年3月18日申請時の金額との差額294,234百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前事業年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (平成29年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	8,684	3,521
合計	5,162	8,684	3,521

当事業年度 (平成30年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	10,850	5,688
合計	5,162	10,850	5,688

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
子会社株式	1,424,776	1,425,013
関連会社株式	253,635	235,484

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
組織再編等に伴う関係会社株式	一百万円	248,182百万円
原子力損害賠償引当金	195,687	168,181
資産除去債務	129,128	127,411
災害損失引当金	130,749	123,729
減価償却費損金算入限度超過額	125,190	112,385
その他	149,455	161,346
繰延税金資産 小計	730,211	941,236
評価性引当額	△547,470	△748,687
繰延税金資産 合計	182,740	192,549
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△150,200	△166,236
その他	△32,540	△26,646
繰延税金負債 合計	△182,740	△192,882
繰延税金負債 純額	—	△332

(注) 「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、平成28年4月に実施した会社分割に伴うものである。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率		28.2%
(調整)		
評価性引当額増減	税引前当期純損失を計上して	△26.1
永久に益金に算入されない項目	いるため記載していない。	△20.9
その他		△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△19.3

④【附属明細表】

【（その1）固定資産期中増減明細表】

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿 原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償 却累計 額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費負 担金等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	7,331,770	22,080	6,049,060	1,260,629	183,164	71	125,978	50,467 (11,972)	17	27,605	7,464,468	22,134	6,147,434	1,294,899	40,405	(注)
水力 発電設備	1,649,010	7,597	1,224,985	416,427	6,614	53	22,100	6,869 (517)	13	5,762	1,648,755	7,637	1,241,323	399,794	9,316	(注)
原子力 発電設備	5,625,040	9,351	4,794,209	821,479	173,878	18	101,741	43,093 (11,455)	4	21,355	5,755,825	9,365	4,874,596	871,863	22,635	(注)
新エネルギー 等 発電設備	26,214	4,946	4,586	16,680	3	—	1,036	—	—	—	26,217	4,946	5,622	15,647	8,377	
業務設備	31,429	185	25,278	5,965	2,669	—	1,099	504	—	487	33,594	185	25,891	7,517	—	
貸付設備	76	—	—	76	—	—	—	—	—	—	76	—	—	76	76	
事業外 固定資産	594	—	562	31	—	—	—	—	—	—	594	—	562	31	29	
固定資産 仮勘定	621,915	—	—	621,915	257,560	—	—	180,042 (49)	—	—	699,433	—	—	699,433	—	(注)
建設 仮勘定	621,507	—	—	621,507	202,263	—	—	169,002 (49)	—	—	654,768	—	—	654,768	—	(注)
除却 仮勘定	407	—	—	407	10,871	—	—	11,040	—	—	239	—	—	239	—	
使用済燃料 再処理 関連加工 仮勘定	—	—	—	—	44,425	—	—	—	—	—	44,425	—	—	44,425	—	
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
					増加額 (百万円)			減少額 (百万円)								
核燃料	648,225				19,016			6,637			660,604					
装荷 核燃料	120,625				—			—			120,625					
加工中等 核燃料	527,600				19,016			6,637			539,978					
長期前払 費用	58,836				9,039			25,441			42,434					

- (注) 1. 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：52,243百万円
 2. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

平成29年４月１日から平成30年３月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	—	1,186	1,588	825	
水利権	9,868	—	4 (3)	9,545	317	(注)
商標権	73	—	6	15	51	
ソフトウェア	23	1,406	—	104	1,325	
電気ガス供給施設利用権	15,874	177	—	13,592	2,459	
水道施設利用権	751	5	1	387	368	
工業用水道施設利用権	634	—	—	418	216	
電気通信施設利用権	283	4	31	48	208	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	169	70	—	—	239	
地役権	118	—	53	—	65	
土地賃借権	1,164	—	—	—	1,164	
合計	32,902	1,666	1,285	25,701	7,581	

(注) 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【(その3) 減価償却費等明細表】

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電 気 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	756,765	15,140	600,682	156,083	79.4
		水力発電設備	52,973	637	44,867	8,106	84.7
		原子力発電設備	695,139	14,255	549,944	145,195	79.1
		業務設備	8,652	247	5,870	2,781	67.8
	構築物	1,336,609	22,059	837,625	498,983	62.7	
	水力発電設備	934,080	12,342	631,370	302,709	67.6	
	原子力発電設備	402,500	9,716	206,245	196,255	51.2	
	新エネルギー等発電設備	28	1	9	18	33.9	
	機械装置	5,092,993	74,292	4,600,924	492,069	90.3	
	水力発電設備	630,384	8,708	551,688	78,696	87.5	
	原子力発電設備	4,438,024	64,223	4,033,868	404,155	90.9	
	新エネルギー等発電設備	12,805	1,034	5,609	7,196	43.8	
	業務設備	11,778	325	9,757	2,021	82.8	
	備品	105,456	6,695	72,789	32,667	69.0	
	水力発電設備	2,360	37	2,247	113	95.2	
	原子力発電設備	91,256	6,176	60,332	30,924	66.1	
	新エネルギー等発電設備	4	—	4	—	93.0	
	業務設備	11,835	481	10,205	1,629	86.2	
	リース資産	25,470	2,993	9,711	15,759	38.1	
	原子力発電設備	25,457	2,992	9,704	15,753	38.1	
	業務設備	12	1	7	5	54.6	
	計	7,317,296	121,180	6,121,732	1,195,563	83.7	
	無 形 固 定 資 産	ダム使用権	2,414	45	1,588	825	65.8
		水利権	9,863	315	9,545	317	96.8
		商標権	67	6	15	51	23.3
		ソフトウェア	1,430	104	104	1,325	7.3
		電気ガス供給施設利用権	16,051	1,051	13,592	2,459	84.7
水道施設利用権		755	50	387	368	51.3	
工業用水道施設利用権		634	42	418	216	65.9	
電気通信施設利用権		256	12	48	208	19.0	
計		31,475	1,629	25,701	5,773	81.7	
合計		7,348,771	122,809	6,147,434	1,201,337	83.7	
事業外固定資産	564	—	562	1	99.7		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。
 電気事業固定資産 土地 39,196百万円、水源かん養林 314百万円、電話加入権 339百万円、
 地上権 239百万円、地役権 64百万円、土地賃借権 1,164百万円
 事業外固定資産 土地 29百万円

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

平成30年3月31日現在

長期 の 他 有 式 株	そ の 他 有 式 株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
		(株)日本製鋼所	742,800	5,864	2,521	
		海外ウラン資源開発(株)	1,642,874	821	821	
		関西国際空港土地保有(株)	11,660	583	583	
		東京湾横断道路(株)	10,800	540	540	
		横浜高速鉄道(株)	8,360	418	418	
		首都圏新都市鉄道(株)	6,000	300	300	
		中部国際空港(株)	4,112	205	205	
		(株)インテリジェント・コスモス研究機構	4,000	200	200	
		サウディ石油化学(株)	67,036	167	167	
		(株)茨城ポートオーソリティ	2,370	155	155	
		ほか79銘柄	1,881,038	2,678	1,911	
		計	4,381,050	11,934	7,824	
長期 の 他 有 式 株	諸 有 価 証 券	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
		金銭信託	10,296	9,090		
		出資金	1,617	1,508		
		出資証券	3,329	3,329		
		日本原子力研究開発機構	3,329	3,329		
計	15,243	13,929				
長期 の 他 有 式 株	そ の 他 の 長 期 投 資	種類	金額(百万円)		摘要	
		出資金	2,461			
		社内貸付金	326			
		雑口	11,262			
		計	14,049			
合計			35,802			

【（その５）引当金明細表】

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	1,387	914	1,386	—	915
退職給付引当金	96,031	18,201	8,233		105,999
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	—	1,929	—	—	1,929
災害損失引当金	466,964	20,356	44,714	715	441,890
原子力損害賠償引当金	694,396	286,859	380,608	—	600,647
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第27条の3及び同条の29)	6,608	287	—	—	6,895

(注) 1. 「貸倒引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

2. 「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去準備引当金への振替による減少額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

仲裁について

当社は、Cameco Inc.（以下「Cameco」という）とウラン精鉱購入契約（以下「本契約」という）を締結してウラン精鉱を購入していたが、平成29年1月24日に本契約の条項に基づき本契約を解除した。これに対し、Camecoは同年5月19日、本契約の解除が無効であることの確認及び本契約に基づくウラン精鉱の引取り又は当社がウラン精鉱を引き取らない場合の損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等を求めて国際商業会議所に仲裁を申し立てた。

Camecoは当初、仲裁廷の指示により、当社に対する請求の金銭的評価額が同年5月31日までににおいて40百万米ドルであることを明らかにしていたが、同年12月15日、同社の主張書面において損害賠償額を総額681.9百万米ドルとして提示した。

当社は、本契約の条項にしたがい本契約を解除しており、今後の仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張していく。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|--|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自平成28年4月1日
至平成29年3月31日)
(第93期) | 平成29年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 平成29年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第94期第1四半期 自平成29年4月1日
至平成29年6月30日)
(第94期第2四半期 自平成29年7月1日
至平成29年9月30日)
(第94期第3四半期 自平成29年10月1日
至平成29年12月31日) | 平成29年8月4日
関東財務局長に提出。
平成29年11月7日
関東財務局長に提出。
平成30年2月5日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第6号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第15号に基づく臨時報告書) | 平成29年6月30日
関東財務局長に提出。
平成29年8月25日
関東財務局長に提出。
平成30年5月9日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	平成30年3月 末日までの買 入消却額 (百万円)	平成30年3月 末現在の未償 還額 (百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名
東京電力株式会社 第448回社債（一般担保付）	平成10年 4月17日	70,000	12,700	57,300	—
東京電力株式会社 第455回社債（一般担保付）	平成10年 10月23日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第457回社債（一般担保付）	平成10年 11月16日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第459回社債（一般担保付）	平成11年 1月29日	50,000	5,500	44,500	—
東京電力株式会社 第466回社債（一般担保付）	平成11年 9月17日	50,000	7,500	42,500	—
東京電力株式会社 第528回社債（一般担保付）	平成19年 6月13日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第534回社債（一般担保付）	平成19年 10月29日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第537回社債（一般担保付）	平成20年 2月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第540回社債（一般担保付）	平成20年 4月25日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第542回社債（一般担保付）	平成20年 4月25日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第544回社債（一般担保付）	平成20年 6月25日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第545回社債（一般担保付）	平成20年 7月25日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第547回社債（一般担保付）	平成20年 7月24日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第548回社債（一般担保付）	平成20年 9月29日	60,000	—	60,000	—
東京電力株式会社 第549回社債（一般担保付）	平成20年 10月17日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第551回社債（一般担保付）	平成20年 11月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第553回社債（一般担保付）	平成21年 2月27日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第554回社債（一般担保付）	平成21年 5月29日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第556回社債（一般担保付）	平成21年 7月16日	30,000	—	30,000	—

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	平成30年3月 末日までの買 入消却額 (百万円)	平成30年3月 末現在の未償 還額 (百万円)	上場金融商品取引所又は 登録認可金融商品取 引業協会名
東京電力株式会社 第558回社債（一般担保付）	平成21年 9月30日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第559回社債（一般担保付）	平成21年 10月29日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第560回社債（一般担保付）	平成21年 12月10日	35,000	—	35,000	—
東京電力株式会社 第562回社債（一般担保付）	平成22年 4月28日	40,000	—	40,000	—
東京電力株式会社 第563回社債（一般担保付）	平成22年 5月28日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第564回社債（一般担保付）	平成22年 5月28日	25,000	—	25,000	—
東京電力株式会社 第565回社債（一般担保付）	平成22年 6月24日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第566回社債（一般担保付）	平成22年 7月29日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第567回社債（一般担保付）	平成22年 7月29日	20,000	—	20,000	—
東京電力株式会社 第568回社債（一般担保付）	平成22年 9月8日	30,000	—	30,000	—

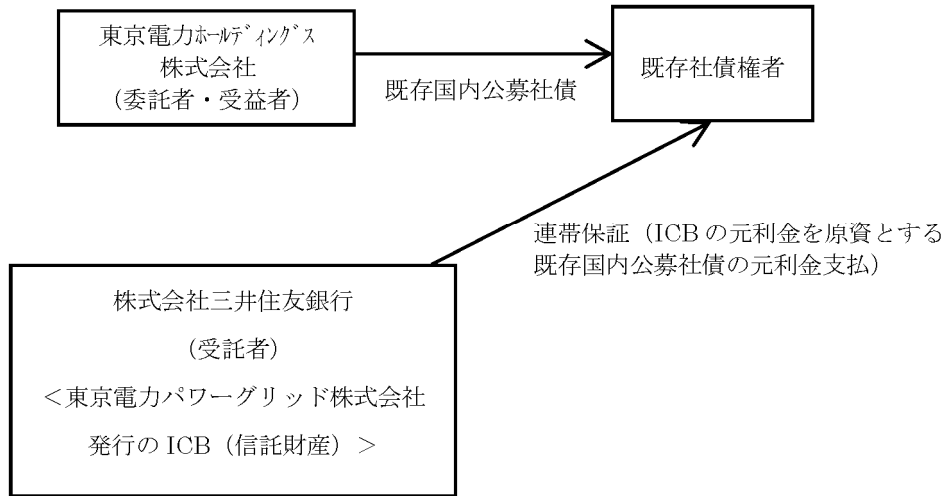
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が平成22年9月8日以前に国内で募集により発行し、残存する上記1記載の一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

（既存国内公募社債の権利保護の仕組み）

- ① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond）という）及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ICB信託契約」という）。また、本件ICB信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。
- ② 連帯保証後の既存国内公募社債の元金支払は、当社が既存国内公募社債の元金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるICBの元金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元金支払を行う。
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ICB信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。
- ④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ICB信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

[既存国内公募社債の権利保護の仕組み]



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産である I C B の発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度 第 3 期 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

平成30年 6 月28日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第 3 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月27日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 連結損益計算書関係 5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前連結会計年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 （2）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

3. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 （3）重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 （8）原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 「注記事項 損益計算書関係 3. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額

188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前事業年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

3. 「注記事項 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 重要な会計方針 9. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。